

## 総務委員会会議録

平成20年12月17日(水)

(開会) 10:00

(閉会) 16:43

### ○ 委員長

ただ今から総務委員会を開会いたします。

「議案第91号 平成20年度飯塚市一般会計補正予算(第3号)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

### ○ 財政課長

「議案第91号 平成20年度飯塚市一般会計補正予算(第3号)」について説明させていただきます。配布いたしております「平成20年度一般会計・特別会計補正予算資料」をお願いいたします。1ページをお願いいたします。今回の補正は、表の下のほうに記載しておりますように、前期の実績に基づいた経費の見直しと今後の所要額を見込んで補正するものでございます。一般会計では、9億407万8千円を減額いたしまして、予算の総額を535億7,019万5千円とするものでございます。

2ページをお願いいたします。歳入から、主なものについて説明させていただきます。まず市税につきましては、各税目とも現在までの実績に基づき、総額で8,040万4千円を減額いたしております。地方特例交付金の地方税等減収補てん臨時交付金1,084万円は、道路特定財源の暫定税率廃止に伴う減収補てんのための交付金でございます。地方交付税の普通交付税は額の確定により増額するものです。繰入金の財政調整基金で財源調整のため、2億4,074万4千円を減額いたしております。また、環境保全推進基金6,400万円をごみ7分別化に伴う経費に充てるため繰入れるものでございます。市債につきましては、事業費の変更等によりまして全体で5億5,629万円を減額いたしております。

次に歳出の説明をいたします。総務費の欄にまとめて記載しておりますが、人件費につきましては、一般会計、特別会計合わせまして1億2,631万3千円を減額しております。主な要因としましては、退職者及び育児休業等による不要額、再任用予定者数の減、嘱託職員の増などによるものであります。3ページをお願いいたします。民生費の高齢者福祉費、地域介護・福祉空間整備等補助金は、国の事業採択によりまして鎮西中学校区及び二瀬中学校区の居宅介護のハード及びソフト事業に対してそれぞれ交付するものでございます。障がい者福祉費の障がい者自立支援給付費の介護給付費は、基準単価及び利用者負担の見直し等によりまして増額補正をいたしております。衛生費では、平成21年4月から穂波、筑穂、庄内、颯田の各地区における「ごみの7分別化」を実施するため、拠点収納ボックス230基、資源回収ボックス14カ所の設置等の関係経費を計上いたしております。農林水産業費の畜産振興総合対策県補助金返還金は、当該補助金で整備されました筑穂地区の畜産施設が、火災によりまして経営の継続が困難となりましたため、残存価格に相当する補助金を事業主が市を通じて県に返還するものであります。農業土木費の花瀬筒口ため池団体営調査設計事業負担金は、国の予算措置により設計分のみ1年繰上げて実施するものでございます。商工費の企業立地促進補助金は、補助金交付要綱の改定に伴いまして、新要綱適用企業への補助等により増額補正するものであります。中小企業融資資金利子補給金の補正は、本年4月21日日本町火災被災者の商業活性化資金活用に伴う利子の2分の1を5年間補てんするものでございます。福岡県信用保証協会損失補償金は、災害特例資金4件の債務不履行によりまして保証協会が行いました損失補償につきまして、契約に基づき2分の1を負担するものでございます。土木費の茜屋線道路改良工事測量調査設計委託料は、平成21年度工事のために過疎債を活用して実施するものでございます。本町2号線景観舗装整備工事は、調整の遅れによりまして本年度の実施が困難となりましたため、事業費の全額を減額補正するものでございます。住宅建設費で、公営住宅建設の弁分公営

住宅建替工事は、本体工事の事業計画の組替えにより単年度工事から2ヵ年の工事に変更するものであります。川島公営住宅造成工事の減は、県道整備の遅れによりまして今年度の実施を見送るものであります。4ページをお願いいたします。消防費では、菰田地区の自主防災活動がコミュニティ助成事業として採択されましたので、その助成金を計上しております。教育費では、主に小中学校の大規模改造工事や図書室等空調設備設置工事の執行残を計上いたしております。

繰越明許費の補正でございますが、地域介護・福祉空間整備等補助金について対象施設の年度内竣工が見込めないために追加し、川島公営住宅造成事業は廃止、弁分公営住宅建替工事については、事業計画組替えのため金額を変更するものでございます。債務負担行為の補正は、戸籍電算システム機器借上料については、平成20年度末からのリプレイス作業に伴う追加、弁分公営住宅建替工事は事業計画組替えによるもので、中小企業融資資金については本町火災分の利子補給金並びにその信用保証にかかる損失補償を新たに設定するものでございます。また、電算システム適正化コンサルタント委託料は、事業費確定に伴う変更で、防災行政無線設備設置工事、これは平成20年度に実施しました調査設計に基づき事業計画の見直しを行いましたので、事業費の変更を行うものでございます。以上で、一般会計補正予算の説明を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○ 川上委員

おはようございます。日本共産党の川上直喜です。今、補正予算概要についてご説明いただきました。それで、最初にこの秋以降の世界的な経済危機の問題、それからそれが市民に及ぼしている状況、地元業者に与えている打撃、こういう状況があるわけですけれども、今回の12月補正はそういう状況をふまえてどこをどう力を入れたのか、どうか、この観点はどこに向かわれているのか最初にお尋ねいたします。

○ 財務部長

今、質問者が申されております経済不況ということで、日々情報が新聞報道で流されておりますけれども、非常に厳しい状況は認識いたしております。その対策としての12月補正については、明確と言いますか、その施策についてはこの中には反映しておりません。

○ 川上委員

例えばこれから扶助費の増大が想定されますね。それから、今朝ほども言っておりましたけれども、住宅に悩んでおられる家庭が元々多かったんだけど、さらに増える状況がありますね。こういった状況の中で、市営住宅の募集戸数は年間125ぐらいでしょう。それを増やすようにもまだなっていないですね。これを見ますと、費目が無い。だから、どうしてそういう経済危機の状況が12月補正に反映されておらんのか、市長、その辺どういうお考えだったんでしょうか。

○ 財務部長

状況といたしましては、12月補正につきましては、11月ぐらいに各課の予算を取りまとめいたしましたして、予算書を作成したわけですけど、それ以降、質問者が言われますように経済情勢も刻一刻と悪化しているのは事実でございます。その中でこの12月補正をまとめる中ではそういう状況の把握が出来ていなかったということでもあります。

○ 川上委員

今のは反省の弁を述べられたわけですか。例えば緊急融資、国が対策を打ちましたけど、本会議でも申しましたけれども、15日までに手続きを終えなければ年内にお金貸してもらえないんですね。そういう状況の中で、あなた方は今度の土日に、13・14日にどういう臨時的体制をとったかということ、とりましたか。とってないでしょう。だからこういう経済が深刻な

状況になって、市民生活、地元の業者が苦しんでいるときに補正を出すのに全く考慮しないで補正を出したということ認められたわけですが、お粗末と言うほかないと思うんですね。それはそれとしながら、基本的に私は当初予算が住民と市職員を犠牲にする行財政改革に貫かれたものであって、基調が当初予算反対だということで態度表明しておりましたが、その基調を今回の補正が変えるようになっておるかどうかが、そこを一つひとつお話を聞きながら吟味していきたいと思っております。状況によっては提案的な意見を述べたいと思いますので、それについては受け止めていただいて政策に反映できるものがあれば緊急に対応してもらいたいとも思うわけです。最初そういうことを申し上げまして、個別の質問に入ります。

15ページ、歳入ですね。市民税、個人の関係で所得割が1億2,322万円減額と。それから、法人の方も法人税割が1億489万8千円の減額となっております。均等割りのプラスマイナスを含めて9,222万円の減額補正となっております。先ほどの説明を聞きますと、こういう市税収入の見込み額減などを含めて交付税措置が追加というんでしょうか、9,343万円出ているということになっておりますけれども、そこでお尋ねしたいのは所得割の減額、法人税割の減額の根拠は何なのかお尋ねいたします。

○ 課税課長

個人市民税につきましては、654万8千円の減額補正を行っております。主な原因といたしましては、普通徴収で減額となっているのは、景気変動等による所得の減少、特別徴収での増額は、昨年から税源移譲に伴う税率変更に伴う影響の増額と考えております。法人市民税につきましては、8,567万2千円の減額補正を行っております。増減額の原因につきましては、前年度と本年度の実績を勘案して算定しておりますが、均等割りの増額要因といたしましては、資本金等の変更に伴う9号法人の増などが主なものであります。法人税割の減額要因といたしましては、今年の下半期の急激な景気悪化による企業の減益によるものと考えております。

○ 川上委員

税収が減ったことについては一定程度経済的な見通しが反映されているというような答弁でしたが、この減額の見込み程度で済むのかというふうに思うんですよ。国が地方交付税を9,343万円追加で出すよという根拠があったと思うんですけども、その根拠に基づいて減額の数を出しておるんじゃないかと思うんですね。今の経済状況から言えばこの減額はいつそう2月で減額補正することになるのではないかというふうに思うんですけども、その辺についてはどうのお考えでしょうか。

○ 課税課長

法人税につきましては、一般質問のときにもお答えいたしましたように、前年度決算で予定納税というものが入ってきております。その予定納税を含めるとこの程度の減額になるのではないかと考えております。

○ 川上委員

それも、それにとどまらないのではないかと思いますし、それから個人の方もこの減額にとどまらないのではないかと思うわけです。この見通しが与える影響というのはどういうことになるかという、無理な税の徴収、取立てということにもなりかねないと思うんですね。だからここところはきちんととらえておく必要があると思います。差押え、滞納処理の問題についてお尋ねしようと思うんですが、差押え件数の動向については決算特別委員会で資料も出ております。そこで、お尋ねしたいと思いますのは納税管理課の中に特別滞納整理担当というチームがありますね。どういう体制でどういうことをしておるのかお尋ねいたします。

○ 納税課長

質問のとおり平成19年4月から、特別滞納整理班ということで2名増員をいたしまして行っております。これの主な要因は高額滞納者あたりをやっ払い、法的措置をとるための

対応、そういう形の中で基本的に徴収の強化を図るということで行っております。

○ 川上委員

生活保護水準以下の方々の差押えもそのチームでやっていますか。預貯金の差押えの場合、決裁印を押すときに、責任者は課長になると思うんですが、どういうことを考えてハンコを押しておるのか、箇条書的なことで構いませんので、説明していただけますか。

○ 納税課長

まず差押えにつきまして滞納があるかないかですね。それが一番大きな要因でございます。その中で、それなりの折衝等も考慮した中でどうしても自主的に納めていただけない方につきましてはやむを得ず差押えを行っております。

○ 川上委員

今の答弁を聞いてみんなびっくりするわけですよ。飯塚市の納税管理課の最近の差押えの特徴から言うと、折衝なしにこれだけ文書を送ったのに相手が出てこない、悪質ということでバツサリ差し押さえしていくわけですね。しかも差押えの程度も預貯金を全部差し押さえると、この間本会議で申しましたのは1,724円しか残さないと。その方がハンコ押す段階で生きていけるかどうかということも考慮しないやりかたがずっと続いているわけです。鬼のような差押えと思うんですよ。憲法25条だとか13条、生存権だとかを全く顧みない状況になっていると思います。浜松のこれもなかなか厳しいんですよ。市税滞納削減アクションプランとあります。厳しいです。厳しいんだけど、滞納をもとから絶つとか書いているわけですね。もとからというのは人の生命・財産を絶つという意味じゃないわけですよ。命を絶つということではない。このなかで一つだけ大事だなと思うところがあるんですよ。きちんと納得して安全を確認しながら納税していただくためには良く話し合わないといけないと書いてあるわけですよ。そのための体制も用意しなければならんと。浜松の場合は民間委託だとか言っているところが非常に危険だと思います。しかし、いずれにしても納税者、滞納者ときちんと話し合っているというのは大事だと思うんですね。そのことを指摘しておきたいと思います。それでこの件について最後ですが、職員は収納額とか検視額、件数、そのほかについて目標を持って自己管理をして取り組んでいるんですか。

○ 納税課長

件数とかにつきましては、結果がそういう数字が出ていると言う形になります。あくまでも滞納者につきましては納期後20日以内に督促状を出しまして、督促状発行後10日を経過したら差押えをしなければならないという、そういう法律がありますので、それに基づいて基本的には自主納付がベストでありますけれども、それがどうしてもできない方については随時状況を見て差押えを行っているというところでございます。

○ 川上委員

数値目標を持ってないということですね。それを確認しておきます。いずれにしても重ねて要望しますが、ハンコ押す前にその行為によってこの方が生きていけるのかどうかということぐらひはきちんと考えて、事前によく当事者のところに訪ねて行って、北海道に住んでいる人から徴収する場合は少ないでしょう。近くじゃないですか。そういうことをきちんとしないととんでもないことになってしまいますよ。この関係の質問は終わります。

細かいですが、17ページ分担当及び負担金の中の総務費負担金の一番下ですが、教育文化振興事業団負担金というのが554万1千円ありますね。これはどういう性質のお金ですか。

○ 人事課長

ご質問の件でございますけれども、これにつきましては再任用職員を教育文化振興事業団の方へ派遣をいたしまして、その2名分に関わる負担金の額を補正させていただいたものでございます。

○ 川上委員

給料ですか。人件費を事業団に2人分補てんしているということですか。一人だと230万円くらいになるんですか。

○ 人事課長

先ほども申しあげましたように職員を派遣しておりますので、その費用相当額を事業団の方から負担金と言う形で受け入れをしております。内容につきましてはご指摘のとおり給料ということになります。

○ 川上委員

そうしますと、18ページの飯塚研究開発機構負担金も同様ということですか。

○ 人事課長

こちらにつきましても、文化振興事業団と同様に職員を派遣しております。内訳といたしましては、課長級1名と再任用職員を1名派遣をしております。その部分につきまして、当初より共済費の負担率、これが年度の途中で変更になっておりまして、そのようなものに要します増額分、これを補正させていただいているところでございます。

○ 川上委員

そのうち再任用の方は、前の財務部長ですか。ここの採用は何月から何月までの間ですか。

○ 人事課長

再任用に付きましてでございますけれども、今1名ということで現員数を申しあげましたけれども、4月当初については2名の配置予定で配置をしておりました。6月に1名が退職しておりますので、現在1名分ということでございます。その分につきましても、当初予定をしておりました再任用に要する人件費、これが減額いたしまして、増加分と相殺の上、予算書説明書に計上しております分を増額補正させていただいたものでございます。

○ 川上委員

その前財務部長が6月から西日本競走会に行くまでの間の2か月分間、開発機構で採用した分について市民の税金で面倒を見たということなんですね。

○ 人事課長

先ほども申しましたように、当初は2名を予定しておりました。その分に付きまして自己都合退職ということで退職なさいました。結果その分については減額の対象ということにさせていただいております。

○ 川上委員

自己都合ということですが、2ヶ月間ということは最初からわかっていたわけじゃないんですか。

次に、その下の方にあります民生費負担金の中の公立保育所運営費負担金及び私立保育所運営費負担金の増額について理由をお尋ねいたします。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休憩 10:31

再開 10:31

委員会を再開いたします。

○ 保育課長

公立保育所運営負担金の増ですけども、現年度が99%、過年度20%で増額補正をしております。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休憩 10:32

再開 10:42

委員会を再開いたします。

○ 保育課長

大変申し訳ありませんでした。公立保育所運営費負担金につきましては、当初1万5,936人を見込んでおりましたが、12月補正で1万5,942人ということで6名増ということで、増額しております。また、私立の場合は2万616人で、補正としまして2万32人ということで減額にはなっておりますけれども、3歳児未満児の方が多くなりましたので、それで増額補正をいたしております。

○ 川上委員

この点につきましても保護者の家計の状況はこれからも厳しくなっていくと思うんですよね。それで可能な手立てを尽くして負担が増えないようにする必要があるんじゃないかと思うわけです。

それから、次のページ19ページの使用料です。農林水産業使用料の中で、想定外公共物占用料というのがあります。これがわかりにくかったので何のことが説明してください。

○ 農林課長

法定外物占用使用料につきましては、農林課が所管しております農業用水路、農道について、占用といいますか、水路の上に入口として通用口の蓋をかぶせたりとか、そういうものに基づきまして占用料の見込みが当初予算より増えたため増額の補正をしているところでございます。

○ 川上委員

もともとは、当初は378万だったんですね。どこが変わったんですか。

○ 農林課長

当初につきましては昨年の実績に基づいて予算計上しておりましたが、住宅が新たに出来たりする場合に、農道並びに水路の上に入口として占用の申し込みが随時出ておりますので、その関係の増加ということでございます。

○ 川上委員

次に、教育使用料、社会教育使用料の飯塚総合会館の使用料なんですけれども、40万円の増額になっております。理由を聞かせてください。

○ 中央公民館長

飯塚総合会館の使用料の増額40万円でございますが、これにつきましては昨年の実績に今年度の上半期の実績入館率、これを見込みまして40万円の増額補正をいたしております。

○ 川上委員

当初予算は280万円でしたね。これに40万円の増額ということですから、昨年の実績のこともあるんでしょうけど、要するに会館の使用は増えつつあるということですか。

○ 中央公民館長

微増ではございますが、増えてきているのは現状でございます。

○ 川上委員

ところが、あなた方は、この総合会館、今年度いっぱい廃止するというんですよね。3階・4階は市の別館にするというふうに言っているんです。そうすると市民は大変困ると思うんですね。それで、この近くに飯塚集会所があります。1階が部落解放同盟、2階が関係団体としてNPO人権ネット飯塚、解放同盟が母体のNPOですけれども。ここにあなた方が目的外使用ということで無償貸与していますね。タダで貸しているわけです。それで、私はあなた方の考え方が不思議でしょうがない。それで、先だって共産党議員団ということで、集会所の1階と2階を見せてもらいに行きました。2階はNPO人権ネット飯塚が使っておるということでしたけれども、会議室の大と中、二つは使っていませんでした。中の方は鍵がどこにあるかもわからないと。担当者があわてて探してくるぐらいの状況ですからね。中を見ますと、「高同教」とか名前の付いたのがあります。解放同盟飯塚市協の荷物もその中においてあるんですよ。大

の会議室、それから中の会議室に。NPOの執務室、事務室、それから隣に理事長室というのがあるんですよ。そこも見せてもらいました。私の感じでは理事長室はもう要らないんじゃないですかね。そういう状況です。1階の解放同盟のほうも、市協の本体の方が狭い部屋にあって、連絡協議会というのがあるんですね。連協とかいうそうですけど。そこはだっただ広くて仕事はしてないですね。行政の補完をしているような状況にはないです。ホワイトボードも1行か2行かピッと書いてあるだけで。広い部屋で清潔な感じでしたけど。これについては本来の目的どおりに市民が一般に使えるように戻すと。来年からでも戻していく必要があると思います。解放同盟、NPOは自主的団体として自分たちのお金で部屋を見つけて活動するというふうにした方がいいだろうと思うんですね。そのことは指摘しておきたいと思います。

それから、20ページの国庫支出金、国庫負担金の民生費負担金のうち、児童福祉費負担金、私立保育所運営費負担金が1,400万円の減額になっております。合わせて、21ページに同じく生活保護費負担金が7,300万円減額となっております。これについて2つ合わせて説明していただけますか。

○ 保育課長

私立保育所運営費負担金といたしまして、年間見込み数より584名減額で補正しておりますので、その金額1,403万9千円減額となっております。

○ 保護第1課長

国庫負担金の減額でございますけれども、当初予算で前年度の伸び率ということで2%の伸びを予定して当初予算を立てておりました。しかしながら、9月までの実績を勘案しますと、保護世帯数人員については若干伸びておりますけれども、扶助費についての伸びが大体0.3%くらいの伸びを示しておりましたので、その分を見込み、9月から来年3月までの予定としまして減額された分を国庫負担金の減額に反映されておるわけでございます。

○ 川上委員

このところは最初に問題意識を述べたようなところが関わってくると思います。保育所関係は先ほど言われた私立保育所が580人程度減っておるということだったんだけれども、これから職もないんだけれども、どうにかして家計を増やさないといけないということで、両親が働いて保育に欠ける状態の子どもたちが増える可能性があると思うんですね。そういうときに、この負担金の減が抑制的にならないようにする必要があるかと思えます。

それから生活保護費の負担金についてなんですが、被保護世帯の伸びほどには扶助費が伸びないということの要因の一つに医療扶助の抑制があるかと思えます。ジェネリックの利用とか一方的なやり方はしないということになっているんだけれども、そういうことを考慮しても医療扶助が必要な方々が生活保護を受けておられる方が多いのに、医療扶助が伸び悩んでおると言うか、被保護世帯が増えておるのに医療扶助がそこまで伸びないということは、一人ひとりについてみたら減額になっていると思うんですね。人によっては、穏やかだったけれどもという方がおられて言っていましたけど、病院に行く回数を減らしてくれませんか。医者でもないのにそういうことがどういう知見を持って言えるのか。医療扶助の抑制をしようという指導を市としてもやっているんですね。どうですか。

○ 保護第1課長

質問者が申されますように、医療扶助費の抑制と言いますか、そういうことは私共福祉事務所としては一切しておりません。この医療費が減ってきた要因でございまして、いろいろ考えられると思います。その中で大きなものは、透析の費用等が扶助費の中から別の項目で出せるようになったと。それから、自立支援法の適用を受けて、そういう方々の医療費が別枠で支払われるようになったとか、そういうことが要因でございまして。再度おことわりしておきますけれども一切そういうふうな抑制とかそういうふうなものはいたしておりません。ジェネリックにつきましても専門的知見が必要でございまして、ジェネリックを使うようにという

ようなことは考えておりますけれども、医者の判断によってその医療をしておるといのが実情でございます。

○ 川上委員

わかりました。国庫補助金の民生被補助金社会福祉補助金の中ほどに地域福祉介護空間整備等交付金1,800万円があります。これについては国の補助が決定したということだと思し、先ほど概要資料にもあったと思うんですが、具体的にどこだということが答弁できますか。

○ 介護保険課長

地域介護福祉空間整備等交付金1,800万円につきましてはハード交付金とソフト交付金の二つに分かれております。ハード交付金、施設の整備に関わるものでございまして、この分につきましては現在、鎮西中学校区で整備着工中の小規模多機能型居宅介護支援事業所の建設の補助にあたるものでございます。ソフト交付金300万円につきましては、現在、二瀬中学校区にございます小規模多機能型居宅介護支援事業所の事業展開の補助をするためのソフト交付金でございます。

○ 川上委員

建設中ということであれば具体的な名前を言っていただいても構わないんでしょう。どこのことですか、二つとも。

○ 介護保険課長

施設整備の方、鎮西中学校区でございますけれども福岡クリエイション開発有限会社の居宅介護支援事業所でございます。もう一つソフト交付金でございますけれども、二瀬中学校区、これは株式会社あん、現在、小規模多機能型居宅介護支援事業所として営業中のクレヨンという会社でございます。

○ 川上委員

次に25ページ、県支出金の県補助金ですね。そのうち総務費補助金、総務管理費補助金ですが、この中に隣保館運営事業費補助金37万5千円、土地対策費交付金の2千円があります。この二つについて合わせて説明をしてください。

○ 人権同和推進課長

隣保館運営費補助金につきましては、当初予算につきましては現年度の単価で挙げておりましたけれども、平成20年度になり単価の改定により37万5千円増額でございます。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休憩 11:00

再開 11:10

委員会を再開いたします。

○ 財政課長

土地対策事業の事業費の増額によるものでございます。

○ 財務部長

この交付金につきましては国土土地利用法に基づく土地の取引の届に関する事務費として県から交付されてきておるものでございますが、当初予算4万5千円計上いたしておりましたけど、決定額2千円増額になりましたので、計上させていただいております。

○ 川上委員

次に27ページ県支出金、県補助金のうち、教育費補助金、教育総務費補助金の中で人権同和問題啓発費補助金の減額、社会教育費補助金、地域活動指導員補助金の減額があります。これについて簡潔に説明してください。

○ 人権同和教育課長

本事業につきましては、福岡県補助金等交付規則、及び福岡県人権同和問題啓発事業を受け



まして人権同和問題の早期解決を図るために本市が実施しております人権同和問題啓発事業に要する経費に対します歳入部部分の補助金でございますが、その内容といたしましては、街灯啓発の実施、講演会、研修会等の開催、あるいは啓発雑誌等の作成、看板ポスター等の作成及び設置、そのほか少年期、子ども会の関係でございますが、少年期の人権啓発等の推進に関する経費に対するものでございますけれども、当初予定しておりました人員とか、入札残による歳出の部分で減ってきました関係上、トータル的に算出部分が減ってそれに伴います歳入部分が減となったものでございます。

○ 川上委員

当初予算が819万円ですから、かなり比率的に減額になったかと思えます。それで地域活動指導員補助金の方はどうですか。

○ 中央公民館長

地域活動指導員補助金につきましては、嘱託職員賃金2名相当分を減額されたものでございます。

○ 川上委員

2名分というのは2人雇い止めにしたという意味ですか。どこを雇い止めにされたのか、お尋ねします。

○ 中央公民館長

補助金といたしましては嘱託賃金2名相当分を減額させております。これを歳出におきましては臨時職員3名を減らしております。その減額されたところにつきましては中央公民館に配置しております臨時職員が3人でございます。

○ 川上委員

ということは、地域活動指導員補助金、嘱託職員2人分で臨時職員3人置いておったわけですね。その3人を雇い止めにしたと。

それから、28ページの財産収入に関わるのところなんですが、基金運用収入があります。このうち地域振興基金の運用収入、及び次の利子及び配当金の中で地域振興基金預金利子、こちらの方が増額なんですね。地域振興基金の運用の現状について、合わせてお尋ねいたします。

○ 財政課長

まず基金の運用についてでございますが、現在、基金ごとには運用しておりませんで、全体をまとめて運用させていただいております。22基金ございまして、積立基金が17基金、運用基金が5基金ございまして、それをまとめて運用させていただいております。債権等で運用しておりますものがこちらの運用収入にあがりまして、定期預金等で運用しておりますものが利子及び配当金で、計上させていただいております。積立基金とその一部の運用基金のうちは概ね一年以内で短期運用をしておりますので、大口定期等での運用になりますし、その他の長期の部分が債権等の国債とか仕組み債等で運用しております。お尋ねの地域振興基金も含めて全体なんですが、当初、繰替運用等で、5月末に繰替運用が終わった後に政府国債、短期の運用、こちらが運用収入の方に計上しますが、そちらの方で見込んでおりましたが、5月末のところ政府短期証券よりも利率の良い大口定期がありましたので、そちらの方に実際は運用を切り替えてした結果、運用収入の方が減額になりまして、利子の方が増額になって、運用益の方は各基金の残高によりまして按分をしたということが今回の補正の内容でございます。

○ 川上委員

その5月の切替えは有効だったんですか。それと、どこのアドバイスでそういう切替えをしたのか、その2点お願いします。

○ 財政課長

当時の政府短期証券の利率が実際に運用している分が別にありましたが、それが0.584%でございます。実際に預入れを行いましたのが、大口定期の分が利率が0.85で運用ができて

おります。この決定につきましては公金運用会議、会計管理者を通しまして運用会議に諮りましてこちらのほうに切替えを行っております。

○ 川上委員

次に利子及び配当金の欄があるわけですがけれども、当初予算では新筑豊青果株式会社配当金が24万9千円見込んでありました。本市の出資状況はどうなっておるんですか。

○ 農林課長

申し訳ございません。今手元に資料を持参しておりません。

○ 川上委員

この新筑豊青果株式会社というのは、あなた方が卸売市場を移譲しようとしている会社ですよ。そこにあなた方は出資しているんですね。それから言うと、配当金24万9千円の当初予算だったんだけど、変動がないのか気になるんですね。後で調べてもらって答弁をしてもらいましょう。

次に30ページ、基金繰入金、環境保全推進基金繰入金、6,400万円、当初予算は無かったので皆増ということですよ。どういう考え方でこの6,400万円を取り崩すのかお尋ねをします。

○ 環境整備課長

今回の取り崩しにつきましては、環境保全推進事業ととらえました飯塚市全域における7分別化、この事業に充当させていただくと言う考え方でございます。

○ 川上委員

そんなのでは取り崩しが出来ませんね。条例があるでしょう。条例に基づいて高いごみ袋を市民に売りつけて、1千万円とか2千万円とか積み立てて1億3千万円まで来ておったわけでしょう。その半分に当たるんですね、6,400万円。それで、今言ったくらいの説明では納得しにくいんですね。もう少しわかりやすく説明が出来ないですか。

○ 環境整備課長

まずこの基金の取崩しにつきまして根拠となるものは、今お尋ねの条例の中に第6条、基金は事業の財源に充てるときに限りその全部又は一部を処分することができるとしております。この使途につきましては、合併後、先ほど申し上げました環境保全推進事業の象徴的な事業に活用したいということにつきましては種々答弁してきたところでございます。近いところで申し上げますと、先の決算特別委員会の中でも飯塚市環境基本計画に基づきまして遠賀川を中心とした河川の水質汚濁防止のための事業、地球温暖化防止対策としての新エネルギー、省エネルギーの普及啓発に関する事業、ごみ減量化における分別の拡大資源化事業、次代を担う子どもの環境教育の推進事業などに活用すべく、これをまさしく私共がいろいろと検討を重ねてまいりました。その中で今回の事業拡大に伴いまして、財源確保すべく基金を取り崩すものでございます。

○ 川上委員

合併して積立を止めていますね。止めているでしょう。どうして積立を止めているんですか。

○ 環境整備課長

本来、基金というものはきちんとした目的をもって積み立てるべきではないかという、そういう考え方、また、今後の将来像、それから財源の本来の確保のあり方、そういったものを考えた中で、現状としては積み立てる必要はないという判断のもとでございます。

○ 川上委員

きちんとした考え方がないから積立を止めておったんですね。ところが、今度はその半分を取り崩すということでしょう。しかも今話を聞いていますと、飯塚市民がごみ袋を買うことによってそれだけの責任を遠賀川のことまで含めて責任を負うわけですか。財源が違うんじゃないかと思うんですよ。この環境保全推進基金というのは、もうご存知のとおりですよ。旧

飯塚がクリーンセンターを170億円でつくるだとか、健康の森公園事業、目尾地域振興計画145億円でやるだとか、新飯塚駅の付近の広場整備だとか、あいタウンやるだとか、4つの仕事をするために、財政が厳しき中でもこの4つはしないといけないので、行革をやりますといって1998年からやり始めたでしょう。そのいくつかあるうちの市民負担の主なやつなんですよ、ごみ袋の有料化。学童保育の有料化と同一時期だったと思いますよね。その中で8年間の間に25億4千万円あなた方は売り上げたわけです。それを1千万円とか2千万円とか積み立ててきたんですよ。ところが一遍も使われなかったんです。なぜかという、必要がない金だったんですよ、元々。なぜ必要がないかという、条例で書いておるくらいのは一般の財源の方で、基金とは別の財源の方でしないといけないわけですよ。ところが、高いごみ袋を売りつけて貯金したのだから、どうしようかということで合併してしまったんですね、飯塚の場合は。穂波は全部使ったと思いますけど。積立をしない中で2年以上経過してきて、3年目で半分も取り崩すというのは納得しがたいんですよ。それで、もう一つ言いますと、私も議会で主張もしたし、市民の間から署名もあったけど、ごみ袋の無料配布、一定枚数を行うと。それによってごみの減量にもつながるし、高いごみ袋を売りつけられたわけだから、返すことにもなるじゃないですか。そういうことをやったらどうかと提案しましたね。そうすると、担当課の方で調べられたでしょう。佐世保市とか千葉のどこかも調べられましたね。そのときの答弁では、この無料ごみ袋の配布と分別の組み合わせによってごみ減量化が有効になるというような経験がありますという答弁だったですよ。それから言うと私は今度ごみ分別化進めるのは大賛成ですよ。で、これで本当にごみを減量しようとするなら無料ごみ袋を配らないといけないですよ、あなた方の調査の結果から言えば、一定枚数の。ところがあなた方が今やってるのはそうじゃないでしょう。ごみ袋の値上げなんです。ごみ袋は小さくする、薄くする、破れやすくする。逆なんです、あなた方が調べてきたやつとは。だから、環境保全推進基金6,400万円の取り崩しと、今言ったやつは連動している話です。財政調整基金は2億4千万円減らすんですよ。そして今言った市民が高いごみ袋を売りつけられて無理やり貯め込ませられた1億3千万円のうち半分は取り崩すと。財調でやったらどうですかこれは。そう思いませんか。

○ 環境整備課長

この取り崩しについては先ほどもご答弁したとおりの考え方で行っておりますので、そういうことは考えておりません。

○ 川上委員

私が言っているのにかみ合った答弁をなぜ出来ないんですか。また別の機会にできると思うので、次に進みましょう。

それから31ページ、諸収入、雑入ですね。雑入のなかで幼稚園通園バス利用料、9万7千円の減額とあります。これはどういう事情かお尋ねします。

○ 学校教育課長

幼稚園通園バス月額千円、片道月額500円で8月は夏休みのため徴収しておりません。その徴収金ですが、4月から7月までの実績額をもとにその後の見込みを算出いたしました。その差額として今回計上しております。

○ 川上委員

9万7千円というのはどういうお金ですかね。何人分の何か月分になるんですか。

○ 学校教育課長

8人分の減額でございます。

○ 川上委員

その程度と言ったら語弊がありますけど、これくらいの減額を12月補正で出さないといけませんか。あなた方は、これは振込みにしているんでしょう。振り込まないと子どもはバスに

乗せないよということになっているでしょう。そういう状況の中で早々と減額補正を出すというのは意味がわからない。2月でも十分じゃないですか。どういうことですか、今頃減額するのは。

○ 財政課長

今回の補正の趣旨をご説明しましたように、今回の補正の全経費に当たりまして、洗い直しを行っておりますので、その関係で出ささせていただいております。また、2月につきまして緊急な事情等置きましたときに補正をさせていただくということで今回全経費にわたって見直しを行っているところでございます。

○ 川上委員

だから一番最初に言ったことなんですよ。市民、保護者の方々が経済的に深刻な状況に陥っている、あるいはさらに深刻化しようとしている全体状況がわかるじゃないですか。そういった中でこういったことをするというのがわからないということですよ。

次に32ページ、同じく雑入なんですが、8番の雑入、販売収入がありますね。余剰電力売電料というのがあります。これは赤坂保育所だとか大坪市営住宅のことでしょうか。少し説明をしてください。

○ 保育課長

現在赤坂保育所には太陽熱の電気をつけておりますので、その電気料のことでございます。余剰電力は赤坂保育所6万4千円でございます。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休憩 11:34

再開 11:34

委員会を再開いたします。

○ 財政課長

残額の方は大坪公営住宅の売電の額になります。

○ 川上委員

高いお金をかけて太陽光発電をしているわけですよね。モデル事業的にやったんだと思いますが、それで、その効果についてはどういうふうにお考えですか。

○ 保育課長

工事費等に比べると歳入の方は少ないんですけども、省資源ということで考えていきますとそれだけの効果はあっているのではないかと考えております。

○ 川上委員

省資源と言うか地球温暖化でしょうね。それで、きちんと評価をしなければ今後市営住宅には太陽光発電をつけるだとか、保育所、穎田をやり直してるでしょう。穎田の保育所にも太陽光をつけるのかという話になってくるわけですよ。だからこの評価はきちんとした方が良くと思います。

次に、33ページ、雑入の中で、穂波人権啓発センター無許可使用損害金19万2千円というのがありますね。これについて説明をしてください。

○ 人権同和推進課長

これまでの議会、委員会等でもいろいろ質問者からもご質問いただき、ご指摘いただきました穂波人権啓発センター内に旧穂波町協が昨年の11月いっぱいまで退去するという合意があったにもかかわらず6月5日までそのまま使用していたことに関しまして、それまでの12月から6月5日までの169日間の費用として19万2,660円の損害金を徴収したものでございます。

○ 川上委員

この額は、何に基づいて算出しているんですか。

○ 人権同和推進課長

この金額につきましては損害金の額を算定する中でいろいろ検討いたしました結果、一日の丸まる使用した場合ということで、午前310円、午後310円、夜間520円という条例に基づいた使用料一日分まるまるの費用、それと開館日、169日分の費用総額でございます。

○ 川上委員

じゃあ使用料でしょう、それは。損害金なら、そういうことにならないんじゃないですか。法律的にはあなた方は無許可とか書いているけど、法律的には不法占拠です。あなた方公認の不法占拠です。だからその不法占拠に対して使用料分くらいの損害金をいただくと言う考えというのは異常でしょうね。これは先例にもなったりすると、大変なことになるわけですね。だから私はこれを認めるわけにはいかないと思います。しかも。この19万2千円。この原資は何ですか。

○ 人権同和推進課長

支払いいただきました損害金の費用でございますが、団体の自主財源でございます。

○ 川上委員

部落解放同盟穂波町協議会が自主財源を持っておりましたか。

○ 人権同和推進課長

会費、カンパ等でございます。

○ 川上委員

この間議会に提出された資料では、自主財源がないでしょう。損害金を出すために、解放同盟は募金、カンパを行ったということですか。

○ 人権同和推進課長

今、当方で考えておるのは、質問者が言われたことで不足する部分を徴収したというカンパをまとめたという形になっただろうということでございます。推測でございます。

○ 川上委員

答弁を訂正してください。

○ 人権同和推進課長

カンパ等で自主財源を捻出したということで聞き及んでおります。

○ 川上委員

訂正するところはそこじゃないでしょう。推測だとかいうことを聞き及んでおりますとかそれはあなた方がどれだけ癒着しているかということをご自ら証明することだけのことで、部長をはじめとして。補助金から出しているんじゃないですか。19万2千円。つまり税金ですよ。あなた方はきちんと、これが税金から出されていないという証拠をきちんと掴む必要があると思うんだけど、どうですか。

○ 人権同和推進課長

前期・後期市の検査を行っております、前期検査した中では補助金の対象ではない自主財源から支出されておるのを確認いたしております。

○ 川上委員

確認のしようがないでしょうも。だから「聞き及んでおります」とかじゃなくて、きちんと、募金というのであれば募金がどれだけあったかというのを確認して、その募金の中から19万2千円が出されたというのを文書で確認する必要があるんじゃないですか、そうしなければ税金が補助金という名前で還流しているということになったら大変ですよ。そんなことも確認しないであなた方は予算書に計上したわけですよ。すぐ確認してくれませんか。どうですか。

○ 企画調整部長

この支出につきましては運動団体の給料を監査、検査した結果、飯塚市の補助金から出され

てないという事実は確認いたしております。したがって、団体の方の自主財源から捻出されたということは確認いたしております。

○ 川上委員

先ほど募金から捻出したという答弁でしたね。だから、募金を19万2千円以上集めたという実績と、それから支出をしたというものがあるでしょう、解放同盟の側に。それをすぐ確認して、午後、提出してください。

○ 人権同和推進課長

今のご質問でございますが、あくまでも補助金から支出されてないということにつきまして、上半期の検査の中で確認いたしまして、チェックし、それは確認しておりますので、どうぞご理解いただきますようお願いいたします。

○ 川上委員

わからないでしょう。あなた方が癒着しているんだから。あなた方が169日間もいることを容認したんだから、議会に嘘をついて。あなた方の舌先三寸を「はい」と言うわけにはいかないですよ。だから、午後、証拠資料を提出してください。そのときにまた資料要求しますので。

○ 委員長

暫時休憩いたします

休憩 11:45

再開 11:47

委員会を再開いたします。

○ 人権同和推進課長

今ご質問、要求されておりますが、担当職員、私を含めまして上半期の点検、質疑行いまして、補助金から支出されてないというのを確認いたしておりますので、資料要求はご勘弁いただきたいというふうにお願いします。

○ 川上委員

それは承知しかねます。その前に、あなた方はさっき適当なことを言ったでしょう。募金から捻出しておりますとかね。解放同盟の幹部が言うようなことをあなた方は言ったんだ、今。資料がないというんだったら、その答弁を撤回しますか。

○ 企画調整部長

先ほどから答弁させていただいておりますように、この不許可損害金につきましては運動団体の自主財源の中から支出されているということでございますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○ 川上委員

今年予算議会、解放同盟に対する補助金について見直すと市長は言われた。その後、いろんなことを是正していくということで、なりましたね。そのときにあなた方は、今後は酒食の席を共にしないとされたでしょう。言われましたね。そういうことをいわないといけないような癒着の関係がまだあるということじゃないんですか。あなた方の今の答弁を聞いていると。横に首を振っても駄目です。

次ですね。40ページの総務費総務管理費の役務費、隣保館デイサービス事業講師派遣手数料の約50万円の減額が出ています。これはどういうことでしょうか。

○ 人権同和推進課長

役務費につきましてはデイサービス事業の関係で、立岩会館につきましては調理員補助を委託しております関係の補助員を予定より1名削減した分です。それと、穂波人権啓発センターのデイサービスにつきましては、デイサービス事業の回数の減による削減でございます。

○ 川上委員

穂波のデイサービスは解放同盟にだけ広報周知方お願いしておるんですか。

○ 人権同和推進課長

デイサービス事業はあくまでも高齢者の交流事業といたしておりますので、そういう特定の方に限定したものではありません。

○ 川上委員

次は53ページ、民生費、児童福祉費の保育所費、公立保育所運営検討委員会委員報酬が11万8千円発生計上されております。これはどういう事情か説明をまずお願いします。

○ 保育課長

当初予算では、6回会議するようにはいたしておりましたけれども、このたび保育サービスの質と量の向上、民営化等の民間活力導入について答申いたしまして、その点についてあと5回追加しております。その追加の理由といたしましては、あとの法人決定することとかヒアリング等について行いますので、あと5回公立保育所検討委員会を追加いたしております。

○ 川上委員

市長、附属機関でありながら秘密会を重ねるとするのは許されないと思うんですよ。それでこれ以上秘密会をするのであれば、市長の私的諮問機関にしてもらわないといけない。もちろんこういう支出も認められないわけです。どう思われますか。

○ 児童社会福祉部長

本会議におきましてもる説明はさせていただいております。秘密会ということでは言われませんが、情報公開条例に基づくところの非公開というところで検討委員会として意思の決定をした中での対応をさせていただいております。それで内容といたしましては保育所の民営化を受ける法人の選考、これにつきましては質問委員もご理解いただけたと思います。その部分の非公開。それともう一点今回の部分につきましては14園の公立保育所のうち、平成22年4月からどの保育所を民営化するのかという決定をする選考の過程につきましてはいろいろと14園の中である分であれば2番目、3番目の保育所はどこになるのだろうかということが十分にわかるような審議、協議内容になってまいります。かねて申しておりますように、平成21年度におきまして次世代育成支援対策行動計画の策定時に推進委員会の中で専門部会を立ち上げまして、認定子ども園、幼稚園、保育園の今後5カ年間、平成26年度までの計画を策定するときには、これはすべて公開の中で具体的に平成26年までに民営化をする保育所はここですと。順番までは決めかねると思います。地域の拠点としての保育所はここを残しますと、そういった審議会になりましたら当然公開でさせていただこうと思っております。今後の非公開につきましては、法人を選考する場合のみを非公開とさせていただく対応をしたいと思っておりますので、委員のご理解の方をぜひともお願いいたします。

○ 川上委員

反省が無いんですね。このような当然オープンにしなければならないようなことについて、非公開で秘密会でやっていくと言うのであれば、附属機関の役を果たせませんよ。だから、市長の私的諮問機関にするか、どうかにしないと通用しないですよ。税金を出す意味が無い。そうでしょう。市長、どう思われますか。

○ 児童社会福祉部長

質問議員と基本的に考え方が違うというところがあります。極めて質問議員は断片的なところだけをとらえた中での質問が非常に多いかなと。わかりやすく説明をしたい部分もございませぬけれども、自治法に基づきますところの市長の附属機関。これにつきましては、市政の大きな行政執行の政策決定関わる部分を広く有識者の皆さん方のご意見等を賜りながら計画を策定していくものであります。その計画策定の中で当然各委員のいろんな意見が出てまいります。そういった意見や何かをより深く審議した中での最終的な答申書が出来るわけです。その意見の途中経過の断片的なことだけをいたずらに広く市民の皆さん方に伝えていただきますと、非

常に市民の皆さん方が、不安感、誤解、何も決まったことではないものをあたかも決まったような主観を入れた中での周知をされるということで、非常に市民の皆さん方からの不安の問い合わせなりご相談を数多く受けております。そういったことをふまえた中で、こういった公開をした中でこういった状況になるのであれば、やむを得ない、残念なことであるけれども、質問委員が一番ご理解されておられるところの非公開にせざるを得なかったという結論でございます。

○ 川上委員

長々と言う気がしませんが、市長、市長が一番大事にされているのは生活者の視点。この住民が主人公だとか住民自治の中でいくつも重要な概念がありますが、そのうちの一つが情報の公開であります。これがなければ住民が主役だとか生活者の視点とか成り立たないんですね。ところがあなたの部長は、それが一番困ると言っている。聞かれたでしょう。公開したこの検討委員会の場で配布された資料が外に出る、その内容が紹介されることを著しく嫌っているわけですね。どうしてでしょうか。だから、そういうような事情の中で非公開を続けると言うのであれば、特定の幹部の私的諮問機関としかならないと思うわけです。だから市長に意見を聞いたんですよ。市長の見解と部長の見解が違うでしょう。明らかだ。そもそも公立保育所運営検討委員会の名に値しないでしょう、答申書を見ても。公立保育所民営化検討委員会じゃないですか。そこに本質があって、そこを市民に知られるのが一番恐ろしいというやり方をやっているわけですよ。なぜ隠す必要があるのですか。あなた方が民間活力だとかなんとかとか確信を持ってやっているんだしたら、オープンで行けばいいでしょう。だから私は、今までのような秘密会を続けるような検討委員会であれば、この報酬は削除すべきだというふうに思うわけです。答弁がありますか。ないなら次に行きます。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休憩 12:00

再開 13:00

委員会を再開いたします。午前中の委員会で答弁が保留となっておりました事項について、発言を許します。

○ 農林課長

午前中、新筑豊青果株式会社に対しましての飯塚市の出資につきましてご答弁させていただきます。現在株式として4,158株、金額に直しますと、207万9千円の株式を持っております。今年度の配当につきましては、当初予算計上どおり、24万9千円の配当をすでに受け入れているところでございます。

○ 委員長

それでは引き続き審査に入ります。ほかに質疑はありませんか。

○ 川上委員

54ページ、民生費、児童福祉費の工事請負費です。颯田保育所新築工事が3,790万5千円の減額補正となっております。当初予算では2億3,391万円と予算計上がありました。減額補正の事情を聞き、すると、この新しい颯田保育所は民営化の対象にしておられるかどうか、確認をします。

○ 保育課長

予算といたしましては、工事合計2億3,391万円でございますけれども、契約いたしました金額は、1億9,600万4,800円、残といたしまして、3,790万5,200円でございます。颯田保育所の民営化ということですが、これについては、次世代後期計画の中でこれから検討していくこととさせていただきます。

○ 川上委員

対象にしておられるということですね。今後どうするかということは、現段階で対象だというこ



とですね。

○ 保育課長

現段階で何も決まっておりませんので、次世代後期計画の中で専門部会を立ち上げる中で検討していくということでございますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

○ 川上委員

そうすると、颯田保育所については、民営化の対象からはずすこともあり得るということですね。

○ 保育課長

何度も答弁させていただいておりますけれども、次世代後期計画の専門部会を立ち上げた中で検討いたしていきますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

○ 川上委員

だから今はフリーハンドということでしょう。民営化対象にして考えとも外すとも、どちらともいえないということでしょう。だから、民営化対象から外すということがあり得るということなんですね。論理的に考えたらそういうことでしょうか。どうですか。

○ 保育課長

今から来年度、次世代後期計画の専門部会を立ち上げますので、何も決まっておりませんので、そこら辺でご理解をよろしくお願ひしたいと思ひます。

○ 川上委員

2億円の税金を投入して整備した保育所を、民営化対象にするというのは許されないと思うんですよ。そのことを指摘しておきたいと思ひます。

それから55ページ、青少年対策費の委託料、児童クラブ運営等委託料の減額について、事情を伺ひます。

○ 児童育成課長

児童クラブの委託料につきましては、全項目の精査を行ひまして全体で385万円の減額を行っております。消耗品の増額分が16万5千円、燃料単価の高騰による増額分が5万4千円となりまして、また、児童数による児童クラブ指導員の配置整備等にかかる賃金、社会保険料等が383万9千円の減額で、通信運搬費が17万8千円の減額、諸会負担金が5万2千円の減額ということで385万円の減額補正となっております。

○ 川上委員

先ほど幼稚園の通園バスのところでもいったんですけれども、児童クラブは子育てにとって大事な予算のはずなんですよ。それをここに予算計上するからには現場の方に相当切り詰めるということを要求していると思うんですね。だから、私はこういう段階で全事業を見直して、とかいうようなやり方で一律にやるのは良くないというふうに思うんですね。

それから、59ページ。衛生費、保健衛生費の斎場費、委託料、飯塚市斎場指定管理委託料270万3千円の増となっております。増額補正ですね。これはどういうことでしょうか。

○ 環境整備課長

この増額につきましては、燃料費の高騰によるものでございます。

○ 川上委員

補足して答弁することはないですか。

○ 環境整備課長

特段ございません。

○ 川上委員

これは委託料なんですよ。どこに委託しているんですか。

○ 環境整備課長

九州互助センターの方に委託しております。

○ 川上委員

九州互助センターとどういう交渉をしましたか。

○ 環境整備課長

交渉というよりも、この燃料につきましては、飯塚市斎場の管理運営に関する協定書の中で燃料の不足分については今回のような補正をいたしまして委託の増額をするということでございます。

○ 川上委員

では九州互助センターとはあなた方は話し合いをせずに270万円ポンと出すと、増額するということなんですね。

○ 環境整備課長

これにつきましては当然センターと打合せをした中でのことでございます。

○ 川上委員

その話し合いの中身を聞かせてくださいとさっきから言っているでしょう。

○ 環境整備課長

先ほど申し上げました協定書の中で年度精算ということになっておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

○ 川上委員

270万3千円を積み上げた根拠があるでしょう。なぜ270万3千円なのかという数字があるでしょう。それを聞いているんですよ。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休憩 13:09

再開 13:09

委員会を再開いたします。

○ 環境整備課長

お尋ねの件でございますが、4月以降、燃料費につきましてはリッターいくらという中で月々それぞれ値上がりしたものでございますが、委託の中では一応、6千リッターという中で委託しておるわけですが、最終的に今後の値上りを認めまして、最終的にはセンターと話をした中で今回の値上げをいたしております。

○ 川上委員

わかりにくいですね。要するに便乗値上げになってないかということをご心配して聞いているんですよ。だからそんなことはないというのをあなた方はきちんと説明しないといかんのですよ。処理する側がこういう見通しで、必要な燃料はこうで。大体燃料は何ですか。だからそういう心配をして聞いているわけですよ。そういう心配はご無用という説明をあなたはしないといけないんですよ。

○ 環境整備課長

お尋ねのことにつきましては、最終的には実績による精算をいたします。決してそういった便乗値上げとかそういうものは決してございません。9月以降の見積の中で単価を120円95銭といたしまして、それに6千リッターを掛け、今後の見込みを計上いたしておりますが、それが524万7,900円でございます。当初計上いたしました301万2千円の差額分の207万3千を今回計上させていただいております。

○ 川上委員

それはあなた方が互助センターに提起した数字ですか、向こうが提起してきた数字ですか。

○ 環境整備課長

これは市の単価に基づきまして協議した結果でございます。

○ 川上委員

わかりました。あなたの方からその数字を互助センターに示して現段階で合意をしたと。年度末精算をするということなんですね。

次に62ページの衛生費、清掃費の委託料、リサイクルプラザ選別業務委託料が減額になっております。これは本市に関わるリサイクル関係の施設が三つあったと思うんですが、どこのことを指しておるのか、それからこの金額はどういう事情でこういう額になっておるのか、お尋ねいたします。

○ 環境施設課長

今回のリサイクルプラザの選別委託の分でございますが、クリーンセンターにございますリサイクルプラザの、現在、クリーンネット飯塚に委託しておりますけど、その中の選別業務の委託料でございます。今回の予算の編成につきましては、契約金額が決定いたしましたので、その不用額という形で323万1千円の計上をさせていただいております。

○ 川上委員

決定をしたのでということなんでしょうけど、前年実績どおりの決定ですか。それとも1割カットで決定したわけですか。

○ 環境施設課長

平成19年度同額でお願いしております。

○ 川上委員

何度も申し訳ないんですが、同額というのは仕事量との関係で同額という意味ですか。

○ 環境施設課長

委託料につきましてはそれぞれ人件費、クリーンネットに関わります諸経費等を含めております。基本的に今現在ごみ搬入は若干少なくなっておりますが、実際その金額の中でやっていたとという形で平成19年と同額の金額で今年度も契約させていただいております。

○ 川上委員

そうすると323万1千円、余計に当初予算を組んでおったということになるんですね。少しわかりにくいですね。それから、下の備品購入費、器具費、これが先ほど環境保全推進基金を取り崩して購入するボックスなんですね。予算概要説明にもありましたけれども、これはいつから設置する予定ですか。

○ 環境整備課長

いま旧4地区の自治会を通じまして収納ボックスの設置箇所の確定を急いでおります。早ければ来年年明け1月の中旬以降から3月の初旬までに設置したいというふうに考えております。

○ 川上委員

ところでそういうボックスを補助金ではなくて市の責任で用意してくれというのは市民からいつどういう形で要望が出ていますか。

○ 環境整備課長

市民から特設ボックスをとという要望があったわけではございません。ただ分別をし、資源化をなんで市全域で行わないのかという意見はいただいた経緯がございます。それをふまえて、この7分別の拡大の中で自治会等に出向きましてご説明をし、ご理解いただいた中で現在その設置に向けて努力しているところでございます。

○ 川上委員

市民からの要望はなかったけれどもあなた方がこれを設置するといいだらうと考えたわけね。そのときには既に環境保全推進基金の1億3千万円の半分に手をつけようということがあったわけですね、財源的な裏付けとしてはね。それを考えずにいったんですか、それを考えていったんですか。

○ 環境整備課長

先ほども申し上げましたとおり、この基金の用途につきましては多角的にいろいろ検討、合併後から、また環境基本計画を見直しましていろんな今後の環境のことにつきまして示しておりますが、そういったものをいろいろ多角的に検討していくなかで最終的にこの財源の確保に至ったものでございます。

○ 川上委員

今回の補正で一般会計予算規模は535億円です。平成19年度末で609億円の借金を抱えている自治体ですよ。市民からの要望がないのに役所の方から5,720万円出して230足す14ですから244の物置を作りますと言ったわけです。気前がいいじゃないですか。このボックスは地元の業者としてはどういったところが取り扱うことができるんですか。

○ 環境整備課長

古屋金物店とか、その他何業者か、いるということでございます。

○ 川上委員

何業者ですか。

○ 環境整備課長

今後入札ということになりましょうが、そういう中で指名業者という位置づけということでございますので、特段何業者というふうには考えておりません。

○ 川上委員

指名はどのようにして行いますか。

○ 環境整備課長

先ほどから申し上げておりますように、まだまだ設置場所の確定もいまだ少し時間がかかろうかと思っております。そういった中で、早く付けなければならないものも出てきましようし、今後もう少し継続して設置場所を確定しなければならないものもございまして。そういったものをいろいろ考え合わせる中で入札という形で、例えば地域ごととか、そういった形で入札になろうかと思っております。

○ 川上委員

私が聞いたのは指名をどのようにやるのかということなんです。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休憩 13:20

再開 13:21

委員会を再開いたします。

○ 契約課長

今ご質問の件でございますけれども、契約課といたしましては、まだ原課の方から具体的にそういった物品についての依頼が参ってはおりませんので、取扱いについてこうなりますということはこの場ではお答えできないと思っておりますけれども、通常、物品の取扱いについて、それぞれ例えばどういう業者であるかといったものについての決定をしたうえで、指名した中で、競争入札で行うというふうを考えられます。

○ 川上委員

私はいずれにしても環境保全推進基金を財源にするのも筋から言っても間違っているし、地元の市民から要望がないのに市の方から補助金でもない、全額買って設置していくというやり方については、住民と何でも話し合いながら進めていくという手法との関係でいうとどうしてそういうことを思いついたかなと不思議に思います。だから、これについては、無理にやる必要はないですよ。何か答弁がありますか。

○ 環境整備課長

先ほど申しましたことに少し付け加えさせていただきますが、この物置そのものに対しての

要望はございませんでしたけれども、前々からいろいろな形で話をさせていただいた方々、それから自治会、いろんなところからのご意見なりご要望、例えば筑穂の方でもなんで缶ビンに分けてもらえないのかとか、そういったものも一つの要因ですけれども、今後の将来を考えたときには、旧飯塚市が行っておりますこの分別の方法、収集の方法を参考にしながら、現段階ではこれを拡大いたしまして市民のサービスの公平化、そういったいろんな観点から実施しているものでございます。

○ 川上委員

不透明感が付きまといますね。

次は64ページ、5款、労働費ですね。失業対策費、工事請負費、三軒屋工場団地線道路新設工事の3,642万6千円の減額について事情を伺います。

○ 土木建設課長

工事請負の3,642万6千円の減額の件につきましては、暫定特定地域開発就労事業の4工区分の執行残処理によるものでございます。

○ 川上委員

これは、この道は何割で出来ているんですか。それから完成予定はいつですか。

○ 土木建設課長

何割という計算はいたしておりませんが、現在のところ約5割程度かと認識しておりますのでございます。それから完成年度は平成22年度を予定いたしております。

○ 川上委員

私は無駄遣いだと思います。

次に、70ページ、7款、商工費ですね、委託料、中ほどに企業誘致アドバイザー委託料が90万円減額となっています。企業誘致アドバイザーとは何か、委託料とは何か、減額したのはどうしてか、お尋ねします。

○ 企業誘致推進室主幹

企業誘致推進室におきまして、企業誘致アドバイザーと契約を結んでおります。委託をいたしております。中身につきましては、自動車関連業界の経験のお詳しい方にいろいろとご指導いただくということをお願いをしているところでございます。この減額につきましては、当初一年間の委託を予定しておりましたけれども、年度途中からのご就任ということになりましたので、その分の減額補正でございます。

○ 川上委員

トヨタ関連会社のOBなんですね。90万円というのは3ヶ月ですか。そうすると、一月は30万円。そのところをお聞きしたかったんですけどね。

○ 企業誘致推進室主幹

このアドバイザーには7月1日にご就任をいただいております。したがって、減額の中身は4、5、6月の3ヶ月間でございます。90万円はその3ヶ月間のトータルでございます。1ヶ月分は質問者ご指摘のとおり金額でございます。

○ 川上委員

98歳の、明治43年生まれの高齢の奥さんから78,800円搾り取っているわけですよ。で、30万円というのはどういう額でしょうね。

それから、企業立地促進補助金、2,681万6千円について、説明を求めます。

○ 産学振興課長

企業立地促進補助金につきましては、本年1月2日より契約を適用しております。旧要綱につきましては、固定資産税相当額を3年間、単年度の限度額が1千万円というふうな形にしております。募集要項につきましては、投下固定資産総額3億3千円以上、新規常用雇用者が5年以上というような条件の下に5年間保証するというような内容でございます。旧要綱につ

きまして、固定資産評価額が変更されましたために減額等をいたしまして、11社分としまして旧要綱分は229万3千円の減額となっております。新要綱につきましては、当初予算におきましては1社、1,577万1千円で計上してございましたけれども、該当企業が4社ございまして、4,488万円になりました。その差額2,910万9千円が増額になりまして、二つの新旧要綱分を合算いたしまして2,681万6千円の増ということになっております。

○ 川上委員

数字の関係はわかりました。その4社はスギヤマプラスチックを入れているんでしょうけど、4社から申請行為が既にあるんですか。

○ 産学振興課長

申請につきましては12月1日から20日間という日にちの間に申請をしていただく形になっておりますので、もうしばらくすると出揃うという形になってまいります。まだ現在のところは出ていないと思います。

○ 川上委員

一件もないんですね。

○ 産学振興課長

正式な申請書としては確か出てきておりません。その前に6月の段階でこの認定を受けるための申請をしていただいておりますので、そのとき既に4社ということで確認しておりますので4社分ということで計上させていただいております。

○ 川上委員

企業名と工業団地はどこか教えてください。

○ 産学振興課長

先ほどおっしゃいましたスギヤマプラスチック、松尾工業団地でございます。あと潤野工業団地の沢井製薬、それに飯塚工業団地の株式会社マルモト、同じ工業団地のメディサ新薬、以上4社でございます。

○ 川上委員

次に、71ページの商工費ですが、繰出金があります。工業用地造成事業特別会計繰出金、減額の234万6千円ということになっています。どういう事情でしょうか。

○ 産学振興課長

工業用地造成事業特別会計におきまして、職員給与費の改定によります減が47万3千円、それに平成19年度起債額が9,270万円、利率が1.675%で確定いたしましたために、176万1千円の減額をいたしております。そういったものを減額と歳入で、前年度繰越金が11万5,441円ということで、確定いたしましたので、そういった内容から234万6千円の減額となっております。

○ 川上委員

79ページ、住宅費の工事請負費です。各所空家危険住宅解体工事、260万円ですね。どういったところを解体しようとしているのか、お尋ねします。

○ 建築住宅課長

今回上げております260万円の分につきましては白旗団地の5戸1棟でございます。

○ 川上委員

白旗団地は建替えの予定があるんですね。それで、ちょっと関連してなんですけど、空家募集数がこの2年くらいの間で若干伸びていますね、数戸ぐらい。ところがそれでも倍率の高いところが多いんですね、なかなか入れないと。それで空家があるのに募集しないのはおかしいんじゃないかということでこの間いろいろ問うていくと、改修するお金がないんだというような話でしたね。これについては特に秋以降の経済情勢をふまえて改善するような予算がこの中に入らないようなんですが、どこかにありますか。

○ 建築住宅課長

今回の補正の中では予算は上げておりません。

○ 川上委員

じゃあ、よくよく考えてもらいたいと思うんですよ。何のために市営住宅を作っているのかね。空家ばかりお金がないといって残しておいて、改修して入居してもらうことがその住宅の使命なんです。入ってもらえば家賃も入るわけでしょう。こんな簡単な理屈なんです。是非空家募集を増やしてください。どうですか。

○ 建築住宅課長

空家募集につきましては、予算のこともございますが、出来るだけ多くの住宅を補修して公募に、年間4回やっておりますが、それに間に合わせるように準備しておりますが、大体一回の募集は40戸程度ということでもいつも出している状況でございますので、できるだけ補修箇所を増やして1戸でも多く出せるということでがんばっております。

○ 川上委員

要するに予算が要るわけでしょう。いまの住宅費の枠の中では出せないんでしょう。どうなんですか。で、隣の枠の中ではそれができないというわけですね。どうなんですか。

○ 建築住宅課長

今現在の予算の中で出来る限りのことはやっておりますが、まず工期的に修理するのに間に合っていないというのが一番の原因でございます。予算的にはある程度予算内で補修をしておりますけれども、大体3ヶ月に一度募集しておりますが、その3ヶ月の間に40戸程度くらいしか補修ができないというのが現状でございます。

○ 川上委員

今の説明はちょっとわかりにくいですね。だからどうせいずれベースになるのは予算なんです。予算を市長に増やしていただいて、きちんと公営住宅が公営住宅としての役割を果たせるようにしてもらえませんか。集会所をタダで一年間もずっと使っている補助金団体もあるんですよ。公営住宅をきちんと改修して市民が住めるようにするのは当たり前のことじゃないですか。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

○ 川上委員

川島公営住宅造成工事費が減額になってますね。これはもう廃止という、繰越明許廃止と書いてありましたね。どういうことなのか少し説明してもらえますか。

○ 建築住宅課長

今回川島公営住宅の造成工事の関係につきましては、工期を今年度から来年度に向けて計画をしていましたけれど、今回の補正につきましては隣接地権者との協議に日数を要しております、今年度の着工はちょっと困難となったために、こういう形で保留させていただいているというのが現状でございます。

○ 川上委員

予算概要説明の中ではですね、そういうふうになっていなかったと思うんですよ。県道の整備の遅れということじゃなかったのでしょうか。両方要因があるんですか。どうですか。

○ 建築住宅課長

今、質問者が言われるような要因も一つはあります。

○ 川上委員

2年くらい前ですね、鯉田工業団地が地の利が悪いという議論を縄田企画調整部長としました。その時に中・幸袋線はもう数年のうちに川を越えて200号につながるんだというふうに言われました。私はその折に、飯塚土木に既に話を聞きに行っておりましたから、福岡県は2

0年代の後半になると言っておったと指摘しましたね。20年代の後半とはいつかと聞いたら、29年も20年代後半ですと言ったんですよ。それは議会でも指摘しました。今の福岡県の考え方から言えばね、県道の流れは、整備はその頃までずれ込んでいくのではないのでしょうか。そうすると、川島の住宅建て替えにどういう影響があると思われますか。

○ 建築住宅課長

この県事業でございますので、その分がずれてくれば、そのずれた分だけ住宅建て替えのほうも、先行できる分もあると思えますが、関連の部分が出てくると思われますので、その分に関してはずれ込んでくるかなと感じはしております。

○ 川上委員

県道が遅れるからといって、川島の住宅建て替えが全部遅れるわけではないと。

80ページ、消防費の関係です。2目に消防施設費があります。そのうち負担金補助及び交付金です。飯塚地区消防組合負担金に、657万2千円の補正が計上されています。これはどういった内容なのかお尋ねします。

○ 総務課長

負担金につきましては、地方交付税が確定したことに伴いまして出てきました差額を計上しているものでございます。

○ 川上委員

83ページ、教育費、人権同和教育費についてお尋ねします。まず、報償費の関係ですね。163万6千円の減額ということになってます。特に説明のところを見ますと、軒並み減額なんですけど、人権学級講師謝礼金47万3千円とか、住民啓発研修会等講師謝礼金58万8千円とか、部落解放研究集会各種謝礼金とか、いろいろ謝礼金があるんですけど、このへんが軒並み減額になっておるのはどういう理由でしょうか。金額についても説明をしてください。

○ 人権同和教育課長

まず報償費でございますけれども、法律相談弁護士謝礼金の9万円につきましては、毎月1万円を1年分で計上しております。実際に相談が毎月ございませんで、実績に応じた分で上半期の実績に基づきまして、下半期で年間を通しまして見込で不用分を落としたものでございます。

それから、2番目の人権週間研修会等講師謝礼金でございます。これにつきましては、昨年12月に実施しました全国法務省が主催するところの人権週間におきまして、嘉麻市、飯塚市、桂川町で行いました人権啓発交流フェスティバル、これにつきましては百万円の法務省からの補助金をもらってございました関係で、これを受ける前の部分の単費で計上していたものが、補助金を活用いたしましたために不要になったもので、この分は減額したものでございます。

次に、人権学級講師謝礼金でございますが、これにつきましては、外部からの講師を招聘いたしておりましたものを、内部講師に切り換えたものですので、その分が減額になったものでございます。各種団体についても同じでございます。

それから部落解放研究集会の謝礼金につきましては、当初、東京から講師を招くようにしておりましたけれども、実際、福岡のほうとか近隣から来られましたために、その分が少なくなったために減額となったものでございます。

○ 川上委員

今の説明だと、部落解放研究集会各種謝礼金の中には交通費を含んでおるといことですか。

○ 人権同和教育課長

そのとおりでございます。

○ 川上委員

続いて、14節に使用料及び賃借料がありますね。これは入場料とかバス借上料、会場借上料、研修施設借上料、キャンプ用品借上料とあるので、解放子ども会の研修、キャンプか何か



のことかと思えますけど、減額になってます。いくつの団体がいつどこに行って、これだけ費用がかかった、かからなかったということになっておるのか伺いたいと思います。

○ 人権同和教育課長

この分につきましては、まずこの事業の趣旨でございますけれども、歳入のところで申し述べましたけれども、本事業につきましては福岡県の人権同和啓発事業の補助事業を受けまして、本市が実施しているものでございます。それで、子ども会につきましては飯塚が10、穂波が6、筑穂が6、潁田が2、24子ども会ございまして、本年4月の時点でございまして、282人でございます。それでそれぞれ目的でございますけれども、異年齢の子ども同士の活動を促進し、人権学習活動や社会体験、自然体験など、体験学習活動を通して、自主性、主体性を育むなど、少年期における人権啓発を推進する目的の事業でございます。そういった意味で夏休み期間中でございますが、旧飯塚市におきましては本年8月8日から9日にかけて、1泊研修、サンビレッジ茜、フィールドワーク、太刀洗の平和記念会館でございます。それから旧穂波におきましては8月9日から10日にかけて一泊研修、サンビレッジ茜とフィールドワーク、県立の人権啓発センター、春日市にございましてけれどもグローバルプラザ、および小竹にあります竹富平和資料館などで研修をやっております。それから旧筑穂でございますが、やはり本年度の8月8日から9日にかけて一泊研修、サンビレッジ茜とフィールドワーク、福岡市立の青少年科学館や山鹿市にあります八千代座あるいは灯籠民芸館等に研修に行っております。主なものは以上でございます。

○ 川上委員

庄内には解放子ども会はないんですか。

○ 人権同和教育課長

庄内にもございます、失礼しました。庄内におきましては、8月7日から8日かけて一泊研修、当初サンビレッジ茜を利用するようになっていましたけれども、地元の市の施設でございます庄内の生活体験学校に変更して実施したものでございます。

○ 川上委員

長々とはいま聞きませんが、人権教育についてはね、既に学校、地域で全体としてやっておるわけですね。それに加えて解放子ども会の子もだけを対象に、こういう取り組みを行う理由が分からないですね。先ほどの事業の目的とか聞いても、これはいつまでも続けられないいけないことですか。特定の子もだけを対象にしたやり方、こういうことを続けなければなりませんか。

○ 人権同和教育課長

私どもといたしましては、教育の中立性を確保しながら、同和問題が解決するまで今後も積極的に続けてまいりたいというふうに考えております。

○ 川上委員

同和問題が解決した姿というのは、あなた方はどういう姿をイメージしてるんですか。今、同和問題が解決するまでと言われた。どういう姿が解決した姿ですか。

○ 人権同和教育課長

憲法14条で、法の下での平等というのがございます。全て国民は法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分、または門地により、性的、経済的、または社会的関係において差別されない。これが解決されたところが、差別がなくなるときだと考えております。

○ 委員長

暫時休憩します。

休憩 13:50

再開 13:50

委員会を再開いたします。

○ 川上委員

それは同和問題だけじゃないですね、今言われてるのはね。同和問題がということになってくるとどういうことになるでしょうね。だから、いつまでこの事業を続けるか、あてがないんですよ。今、答弁では282人とおっしゃいましたが、この子どもたちは大人の都合で特定の子どもだけを集めた研修をさせられてるわけですよ。皆さんによって、行政の、皆さん方、権力を持ってわけだからね。行政権によってそれをさせられてるわけですよ。だから私は、教育というなら、あるいは研修と言うならね、先ほどおっしゃいましたが、憲法14条だけじゃないですよ。憲法を原点にして、どの子にも行き届いた教育、これを進める民主教育が大事じゃないですか。それで、子どもを地区とか地区外などと呼んで選別するやり方はね、これこそが行政によって人権を侵す行為じゃないかと思うんですよ。行政が人権を侵してる。そういうことじゃないんですか。だから私はね、この事業についてはよく話し合う必要もあるでしょうけど、もう特定の地区の子どもだけを対象にしたやり方というのはもうやめるべきだということ指摘しておきたいと思います。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

○ 兼本委員

予算の概要書の中で質問させていただきます。2ページの歳出で嘱託職員の増ということで嘱託職員が増になっておりますが、これに関連してですね、昨日のテレビ報道等で大分県のほうでキャノンとかああいうところの派遣社員が相当くびになって、市のほうで臨時職員として採用しますよということが新聞報道、テレビ報道であっておりました。これは幸いにも、まだ飯塚市におきましてはああいうふうな大型の工場等ございませんからですね、派遣社員という方が首を途中で切られたのかどうか分かりませんが、概要でですね、先のトヨタが800名雇用を切りましたね。あれ以来、現在に至るまで飯塚市の中でどの程度派遣社員というような方たちが雇用を切られたのか、その点お分かりでしたらちょっと教えていただきたいと思いますが。

○ 経済部長

派遣会社のほうに問い合わせましたが、そういう実態は分からないということで、また昨日ハローワーク飯塚のほうに問い合わせましたが、ハローワークについても把握してないという回答でございました。

○ 兼本委員

飯塚市の中にそういう企業があるのかどうかというのは、私も分かりませんが、いずれにいたしましても臨時職員というのは本市にとってはやっぱり雇用の補助職員として採用することは、必ずこれからもあろうかと思うわけですね。だからそういう方々を優先的にということはおそらくおかしいかわかりませんが、いずれにしてもこの景気がずっとこのままいくわけではなかろうと思いますし、いつの日にか若干良くなることもあろうかと考えますが、そういうことですね、雇用の確保ができるのであれば、そういうふうな手当をさせていただいて、先ほどおっしゃっていました、今度の予算には景気対策があるのかという話があったわけですね、当然これは出た時にはまだそこまでの考え方はなかったらと思うんですよ。だから今後行政もですね、そういう人たちにある意味での救いの手をというような考え方もあろうかと思うわけですが、今後に向かって行政としてこの景気対策をどうするのかというようなお考えがあれば、ちょっとお示ししていただきたいと思いますがどうでしょうか。

○ 経済部長

経済対策というのは、はっきり立てたわけではございませんけど、市長から指示を受けまして関係部長集まりましてこの景気対策、それから雇用対策について協議をさせていただくようにいたしております。また雇用対策につきましては現在、国におきまして、追加経済対策の一

環として、仮称ではございますが、ふるさと雇用再生特別特例交付金事業というのが検討されております。まだ詳しいことは分かっておりませんが、過去に同じ基金事業といたしまして、緊急地域雇用創出特別交付金事業というのがございました。2度に渡りまして、平成11年度から。こういう事例を参考にしながら、国が検討しております事業が実施されるようになった場合に早急な対応ができるように、関係部長と準備を進めてまいりたいと考えております。

○ 兼本委員

先般いろいろそういうふうな事業もあつておりましたがね。いずれにしても国の支援だけに頼ることなく、臨時職員という形であれば当初の予算内だけでも対応できるであろうかと思えますので、どの程度職員がいるのか分からない段階でのことは大変だろうとは思いますがね。いずれにいたしましても、昨日も県のほうにおきましても中小企業の300億を600億に増額するという形で知事も声明しておりましたように、いずれにいたしましても行政がやはり支援しないとどうにもならないような経済態勢になっておりますので、ひとつその点よろしくお願ひしたいと思います。

続けてですね、3ページで本町2号線の景観の整備工事も、これも実施困難というような形で、これは伊藤伝右衛門邸の所だろうと思うんですけどね、これにつきましても、やっぱりあの伊藤伝右衛門邸のところ、前回にも言いましたように、いずれにいたしましても何もないような状況でありますのでね、先の一般質問でしたか、忘れましたが、空いてる店舗を利用してですね、お土産売場等々に使いながらやると、この本町のまちづくりでやるこういう舗装のやつもできるのではなかろうかと思うんですけど、このままするともう、これもずっと前からやってるわけですからね、前のやつも流れた、今度も流すということになりますとどうなるのかなと思うわけです。その点どのようなお考えで進められてるのかお尋ねします。

○ 商工観光課長

伊藤邸前の道路につきましては、先の質問の中にありましたように、昨年もしております、今年もこういう形になっております。昨年はいろいろ電柱の地中化等もございまして、地元からの要望もございました。今年度は実際地元との調整も終わりました、実際工事に入ろうということで内部の検討を進めてきたところでございますけども、道路幅が狭いというのが一つありまして、昨年に引き続き観光のほうにも大変多くのお客様が来られておりますので、地元の通路の確保と、それから観光客の安全確保のための通路を含めまして、どういう工法がいいかということでの調整でちょっと難航しました関係で今回流しております。今後、市役所内部の調整を含めまして、また地元の方たちのご意見も聞きながら、この道路の問題につきましては地元の要望も強うございますので、ぜひ進めていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○ 兼本委員

今から先、昨日か一昨日の一般質問にありましたようにですね、旧筑穂町の長崎街道からずっと一体にした観光づくりという形になりますと、あのような現状のままではどうにもならないわけですし、リピーターの方が来られるような伝右衛門邸にするような形でですね、ぜひその点よろしくお願ひいたしたいと思えます。

それから先ほど川上委員からもありました、川島公営住宅の造成工事、これは中線の関係で遅れているんだろうと思えます。県の工事ですからね、飯塚市の責任ではありませんけれども、これは鯉田の工業団地を造成ということになりますと、あの道路は1日でも早い竣工ということが望まれるわけですね。川島公営住宅の買収に入って、もう何年になりますか、4・5年くらいになりますけど、一向に進まないという段階になっておるわけです。この点はですね、土地開発公社がいろんな意味で仲介で買収には入っていると思えますけどね、どのような形でこれが遅れているのか。そして行政として、飯塚市としてですね、どのような形をやればこれが買収が終わるのか、その見通しというのがいつまでもこのままでですね、中線ができないとい

うことになりますと、土手の横の辺の買収、もう終わっているわけなんですよ。あとずっと終わって、県の話によりますと、上の公園の所は工事に入るとか入らないとかいう形で、地元の地権者に相談があっておるとい話も聞きましたけど。この県との絡みはどうなっているのか、どなたか分かる方、どうぞ教えてください。

○ 都市建設部次長

概要をまず説明させていただきます。まず幸袋側の件でございますが、ほぼ地権者の同意は得ておるんですけど、あと1、2件の個人の用地の交渉ということで、残っておる状況でございます。今月の、今日の夕方、それと金曜日の夕方に幸袋側を本日の夕方に説明会、一部工事にかかるというような説明会をやる予定であります。川島側、鯉田側、浦田側ですね、あちらの説明会を金曜日に行う予定であります。鯉田側につきましては、公共施設、これは飯塚市の所有であります納骨堂、それと先ほども質問にありました住宅、それとか農機具倉庫ですね、それと公民館、集会所等がございます、その地元の中のいろいろ提案を頂いた中で、協議を進めている状況でございます。そういったものの、まず移転先がやはり確定をしなければ、今後の工事の状況がつかめない状況でございます。これは、ある程度前向きに進んでいる状況でございます。ここ来年度ぐらいで、ある程度方向性は固まってくると、その中で住宅につきましては、建てる場所は一応確定しております。それを、実施設計を今後進めていながら、周辺の地権者等の境界の確認と、そういったのを含めまして早くて平成23年度、24年度ぐらいに完成をして移転するというような方向で考えております。それと並行しながら、まず納骨堂とかいろいろな市の公共施設がございますので、そういったものと合わせて移転をすると、そして工事にかかるというような状況でございますので、個人の用地交渉は川島側であと3、4件ほど残っている状況でございます。今、鋭意交渉をしている状況でございますので、間もなく現地が工事にかかったり、いろんな状況の中で変化が見受けることができるというふうに思っておりますので、そういった状況でございます。そういったことをご理解いただきたいと思っております。

○ 兼本委員

あんまりご理解は出来ないんですがね。やはりああいうふうな造成工事をやって、工業団地として売り出す、現時点は非常に経済状況が厳しいから、造成が終わったからすぐに明日から売れるというわけじゃないと思いますけど。やはり交通アクセスというのは、一つの土地を売る時の交通アクセスというのは大事なことになってくると思うんですよ。ご存知のとおり、あそこところは、バイパスからくると回らないといかん。しかしそのバイパスに上がるのも、中線が出来ると、ずっと綺麗な道が出来てアクセスが良くなると思うんですよ。平成二十何年に移転をして、それから道路の工事とか言ったら、だいたい道路の共用開始が出来るのは、いつの時点を想定しているわけですか。これも、随分前からこの工事、買収に入ってるわけですよ。いずれにしても、納骨堂と川島公営住宅というのは、前からこの二点が片付かないとあそこは駄目だというのは、すでに4、5年前からご存知のことなんですよ。現在に至るにも、まだそれがようようと進んでいないと、県も予算流すわけにはいかないものだから、虫食いでちょっと工事に入らせてくれとかたちでやらないと、全然手がつかないとすると予算を流してしまいますと出来ないようになりますからね。だからそういう形で、進んでいるだろうと思うんですけど、だいたいその点、県の工事だからということで、飯塚市が何もしていないということはないと思いますけど、やはり一日も早い共用開始に向かって、全力をあげて県に協力し、そしてあそこところも一部話が進んでいたら、また難しくなる、話をしたら難しくなるという形ですと流れがいつてるような感じですけどね。一日も早く共用開始に向けてやっていただかなければいかんと思うわけですけど、今、次長の話を見ると、平成25、26年とかいう、それから道路工事にかかるると共用開始は27、8年にもなると、どうなるんですか。そんな長い形でやりますと、せっかく商品として売り出そうとする鯉田工業団地も商

品価値が半減してしまうわけですけど。その点の絡みと併せていろんな意味でご協力頂けるところにはお願いしながら、やっていただきたいと思うわけですけど、いかがですか、その点。

○ 都市建設部次長

今、質問者の言われるとおりに、鋭意に地元に入りながら、説明会等を行っております。今しばらく見守っていただきながら、我々国県道対策室としてもがんばっておりますので、よろしくご理解のほどお願いしたいというように思っております。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

○ 永露委員

防災行政無線に関するものが2点出ておりますので、これについて若干お尋ねをいたします。予算書ですと80ページですか。消防費の災害対策費の中で、今年、防災行政無線に関する設計委託が出されております。その結果として、1,200万円の入札残ということになるだろうと思うんですけども、資料でいきますと元々の金額が約2千万円なんですね。2千万円が1,200万円減ですから、要するに2千万円の工事を800万円で落札したということに、簡単に言うとなるんです。ざっと計算してみますと、落札率が39.8%という非常に低率の落札率になっておりますが、総務課の方か契約課の方か分かりませんが、契約課の方に聞いた方がいいんでしょうと思うんですけども、この数字を見られまして、率直なご感想をまずお伺いしたい。

○ 契約課長

飯塚市防災行政無線等の設計業務の委託でございますけれども、これにつきましては、入札日が本年の5月7日、契約日が5月12日となっております。先ほど、質問者が言われました落札率もでございますけれども、これは予定価格といたしまして1,456万4千円、今のは税抜きでございますけれども、税込みの予定価格で申しますと1,529万2,200円と、契約金額は824万2,500円となっております。落札率は53.9%となっております。これは、指名によりまして入札を行ったわけでございますけれども、競争の結果ではないかと、そういうふう考えております。

○ 永露委員

そうしますと、この資料での金額の2,070万ですか、だというように私はこの資料からそういうふうを受け取っていたんですけども、そうではないと。あくまでも予定価格から落札を見ると五十数%であると、仮に50%台といたしましても、これにつきましては最低制限価格を設けてないと思うんですよ。仮に、他の金額については、例えば80とか85とかいう、工事によっていろいろ違いますが、最低制限価格を設けます。設けるということは、それが全うな工事ができることが第一の目的にされてあるんですけども、これが例えば、一般の工事と違って設計ということであっても、やはり50%台というのは、あなた方から見れば、最低制限価格よりも下回った金額であると思うんですけども、そういう受け止め方でよろしいんですか。

○ 契約課長

設計業務委託、いわゆるコンサルタント業務ですけども、これにつきましては予定価格を実際、今申しましたとおりにしておりますども、建設工事のように最低制限価格等については設定をしておりませんので、そういうことからこういった形での競争の結果だというふうには見ております。

○ 永露委員

そうしますと、あなたの考えからいきますと、それが例えば10%であれ、20%であれ、そんなことは構わないと、それはそれで有効だということでしょう。としますと、極端な例が時々ありますけれども、1円入札とか10円入札がありますけれども、それはそうであっても、こ

れでやってもらえればそれでいいんだという考え方でいいんですか。その考え方だけ聞いておきます。

○ 契約課長

1円入札ということもございましょうけれども、この業務委託については最低制限価格を設けていないということから、結果としてこういう形になりましたけれども、この結果を受け入れるほかないというふうには思っております。

○ 永露委員

この問題については、この委員会も特別付託を受けておりますので、その中で少し論議をやりたいと思っております。それとですね、今回債務負担行為でこの防災行政無線工事の増になっております。当初5億6,400万円が7億円という大幅増になっております。その理由として、今申し上げました調査設計に基づく事業計画の見直しに伴う増額ということで、それにつきましてもかなり大きな増になっておるんですね。まず最初に、この工事の、最終的に増額になって7億という金額になっておりますけれども、この7億の財源はどのようになりますか。

○ 総務課長

防災関係の施設整備事業債と合併特例債を充てることとしております。

○ 永露委員

当初5億6,400万が7億になった、端的に言いますけれども、この増になった主な要因について少し説明してください。あなた、先の一般質問でいろいろ詳しくね、我々が聞くべきことを事細かに説明していただいたんですけども、あえてお尋ねいたします。

○ 総務課長

今回、債務負担行為で7億円を計上させていただいております。前回よりも1億3,600万円増額となっております。この増の内訳といたしましては、大きく分けて4点ほどございます。まず1点目は、これは落雷に対応するための耐雷トランスという設備を整備する予定にしております。この部分で9,200万円の増。2点目といたしまして、これは重要な基本方針ということでしております自治会放送に可能な限り対応するためということで、この自治会放送に対応するためには大きく分けて二つ方法がございますが、一つはスピーカー別の制御機能を持った屋外拡声個局を整備する方法と、もう1点は簡易型と申しますが、単純にスピーカーが4つになるという屋外拡声個局、これであれば、ある程度本数を増やさなきゃいけないという、大きく分けて二つ方法がございます。このため、この自治会放送に可能な限り対応するための措置といたしまして、簡易型をこの拡張型に変えるという部分で6,200万円の増と、それと今回、あまりにもちょっと費用が増嵩いたしますので、アンサーバック付き個局というものを大きく見直しして減らしております。当初50本を予定しておりましたが、これを12本に少なくいたしまして、最小限の機能にするということで、この部分で逆に7,800万円の減という対応をしております。それと、この実際放送に対応するための中でもう一つ個別受信機というものがございます。これにつきましても見直しを図りまして、ここについても380万円の減という措置をとっております。それから3点目といたしまして、これも重要な基本方針でございますが、市内全域に整備いたしまして、出来るだけ難聴地域を減らすという対応でございます。これにつきましては、幸い三郡山の山頂に中継局を確保できましたので、この中継局設備といたしまして、当初は八木山を想定しておりましたが、これが400万円の増となっております。それから、市内全域に整備するために再送信個局といったものも当初は1局を予定しておりましたが、これを3局に増やしまして、これについて970万円の増と、最後に市内全域ということでございますが、特に商店街放送等の接続ということも考慮いたしまして、これについて30万円の増、あと、この3つのほかにその他としまして幾つかございます。一つは、無線室の改修費、諸経費、工事費、単価等の改正等による増、それから消費税、そういったものでおよそ5千万円の増ということになりまして、これらを差し引きいたしまして、1億3,

600万円の増ということにさせていただいております。防災行政無線につきましては、最小のコストで最大のパフォーマンスを得たいという視点で、この整備の機会に十分検討を加えてやってまいりたいというふうに考えておりますので、何とぞご理解いただきますようお願い申し上げます。

○ 永露委員

防災行政無線につきましては、私も20年程前に一般質問等でも採り上げて、たまたま飯塚市に基地がありますので、これに引っ掛けて基地対策の一貫として、この防災行政無線が出来ないかという一般質問をしたことがございます。それから約20年経ってこうして出来るようになったんですけども、これも自主的にやるというよりも、昨今の日本の災害状況を見てね、それと合併に併せてそういう諸々の条件の下にやろうということですので、私にとってはそういう面で不満は残りますけども、結果としてはこういうことであるということは良いことだと思っております。ただ、今、課長が言われました、いろんな増になった原因を言われましたけど、例えばこういう問題についてはね、当初から防災行政無線をやる時には当然考えられるものではないんですか。これは、設計調査を受けて初めてわかったことなんですか。こういうものをやりなさいよと、こういう対策をしなければいかんですよと言われて増額したんですか。それまで、あなた方はこういうことは気がつかんかったわけですか、各町内会の自治会に対する有線放送との対応とかね、難聴地域とか、こんなことは当たり前のことじゃないですか、やる以上は。こういうことが何にも分からずに、どこかの専門家に聞いたんでしょうけれども、そういうものを外した中で予算編成をして、こういう当然防災無線をやる上ではやらなければならないものを、言われるまで分からなかった。言われたら、そうですかといって増やしたんですか。そんなことじゃ、いかんじゃないですか。終わります。

○ 委員長

暫時休憩します。

休憩 14:25

再開 14:35

委員会を再開します。ほかに質疑はありませんか。

○ 柴田委員

71ページ観光費、役務費ですが、この中に伊川温泉成分等分析検査手数料とあります、今年の初めでしょうか、伊川福祉センターのほうに参りました時に、そのときにラジウムの含有率が西日本でも1、2位ということをお聞きして、その時も宗像から、お湯がいいのということで入りに来てありました。また、近くの方も、すごく腰にいいから入りに来てるとおっしゃってました。その時におっしゃったのが、含有率の検査をします、それでラジウムの含有率が西日本1位にあるんだったらもっと宣伝をして皆さんにこちらの方に入りに来ていただけるような宣伝等もしていただいで、こういう温泉の観光化もお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。含有率がどうなっていますか。

○ 商工観光課長

今回の予算にあげていましては温泉法の改正に伴いまして、温泉成分の分析及び可燃性ガス濃度の安全性が義務付けられたことに伴いまして検査手数料をあげさせていただいております。先ほど言われました含有量の部分につきましては、手持ちで資料は持っていませんが、従前と変わらず含有濃度につきましては皆さん喜ばれる高さではないかというふうに思っています。

○ 柴田委員

もしも変わらずにこのような含有率があるんだったらもっと宣伝をしていただいで、人が来ていただけるような観光温泉地になるように努力していただけたらと思います。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

○ 兼本委員

中小企業緊急対策保証制度、いわゆるセーフティネット保証の申請受付についてお尋ねをします。例年は28日が御用納めですけど、今年は26日が御用納めということになって、例年より二日早いわけですが、この受付を26日でもって切るのは、やったとしても融資は来年になると思いますが、やはり困ってる方は早く、市の窓口に来てそういうふうな認定を受けてやれるということは、年を越す一つの期待にもなるかと思うわけですが、これを26日で終わるのか、それとも何日間か延長して緊急雇用対策について行政としても努力しますよというお考えなのかですね。私は是非とも日にちを延ばしてやっていただきたいと思っているわけですが、先ほどいろんな会議をやるという答弁もあっていましたが、その点どのようにするかお尋ねします。

○ 経済部長

いわゆるセーフティネット保証ですが、今年は26日で事務収めになります、そういうことから中小企業対策の一環といたしまして、27日土曜日、29日月曜日、30日火曜日の3日間、申請受付窓口を開設させていただきたいと考えています。質問者言われましたように、申請書の受付だけになりますけど、年が明けて1月5日以降すぐに認定証が交付されるような形をとりたと思っています。なお、保証協会、商工会議所、商工会につきましては29、30日を開けるというような話を聞いています。

○ 兼本委員

行政でそのような対応をとるということですが、これは市民に、中小企業の経営者にやはりそういうことを周知徹底させる必要があると思いますので、新聞記者等にやられて新聞記事として載せていただいて、そういうふうな対応をやりますよということを広く周知することが大切だろうと思いますので、その点も合わせてお願いして、大変でしょうけど30日までやられるということで、まあ翌年になりますけど、それでも年を越すのについて何らかの、若干の光が見えるというような形で年を越していただければ、行政としても一つの救いの手になるかと思っておりますので、ごみ袋ばかり値上げしないでその点も一つよろしくお願いいたします。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

○ 市場委員

53ページの保育園ですかね、これは来年度から次世代育成会議ということで立ち上げるということで話があっただけで、この運営検討委員会というのは今年で解散するというふうに考えていいんですか。

○ 保育課長

来年の5月まで行いますので。

○ 市場委員

そうすると、こちらのいわゆる専門会議に引き継いでいくというような考えですね。これは今ちょっと副市長がいないのであれなんですけど、専門の運営検討委員会がこういう利害の対立するような問題で5人というのは少なすぎると思うんですよ、それでこういう問題というのは国保の運営協議会のように利用者から3人、運営者が3人、有識者が3人以上というような形でこういう審議会的なものは運営されることが大事じゃないかと思っております。4、5人というのは余りにも人数が少なすぎると思いますので、一番偉い部長は総務部長ですかね、ああ、企画調整部長、そういうのは全市的にやはり真剣に検討して、こういう少人数ですというのは、盛んに川上委員も秘密会、秘密会といわれてましたけど、疑いを抱く人数なんですよ。是非今度は、審議会の人数についてはやはり10人くらいいないと、そういう4、5人で作った答申を持ってきて議会に認めろというのはあんまりフェアじゃないと思いますので是非それは要望しておきたいと思っております。



次に62ページ、例の備品購入費ですね、この分で財政にお願いなんです、この備品の分が49ページの分も「器具費」としか書いていないんですね。そして5,700万円も単なる器具費じゃ全然分かんし、質疑をしたくなるんですよ、中身が何か、と。だから、書いても別に問題ないんじゃないかと思うんです。分かるように備考の欄に書くことは出来ないんですかね。例えば、49ページにも「器具費」とあるんですよ。備品の名前を書くのが駄目なのかどうか質疑をします。

○ 財政課長

駄目ということではないんですが、金額の大きいものについては概要説明等で詳しく説明をさせていただいているところです。そういうところで予算は計上させていただいています。もっと単価の大きいやつになってくると名称を個別に起こしたりする方法もあると思いますが、今回は器具費で計上させていただいています。

○ 市場委員

49ページの社会福祉費の中にあるんですよ、備品が57万円、だからこれ、何を買うんだと書いて別に不自由はないと思うんです。書いてくれなきゃ聞かないと分からないですよ。細かいことは各課に行って聞けとなるんでしょうが、総務委員会にいないと、なおわからないという形になりますので、出来るだけ、何々その他でもいいじゃないですか。何に使うかということとは是非書いていただきたいと思います。

それからですね、今の倉庫なんですけど、これはかなり時間もなかったかと思うんですが、荒っぽいですが、倉庫の設置については決め方がしてあると思うんです。例えば設置場所ですね、これについては何か、絶対市有地に置くんだと、市有地でも普通財産でも行政財産でもいいけど置くけどという話だったんですけど、神社有でもいいとか、また拡大してきているんじゃないかなと思うんですよ、その辺をはっきりしてあるかどうかお伺いしたいと思いますが。

○ 環境整備課長

確かに今回の拠点収納ボックスの設置に向けましては、時間のない分がございました。そういう中で、それぞれの支部の自治会にも出向きました、また個別にご相談もしたこともございますが、その中で私どもがまず基本といたしましたのは、飯塚市が当初設置した考え方、そういったものに基づきまして、出来るだけ市の土地、一般的には公民館用地とか集会所用地とかそういったところを基本としながら設置に向けてご協力くださいといった経緯がございます。その後いろいろお話を聞く中で、どうしても自治会ごとの状況もいろいろ違いがございますし、同じ世帯数であっても自治会が広い場合、逆の場合もございまして、そういう中で、そういった資源化といいますか分別化にはご理解をいただいている中でも、どうしても設置場所に窮しているというようなご意見も現在のところ多数お聞きしています。それではっきりこの場所はいいですよとか、またそういった最終的な合意には至っていませんが、そういったことも含めながら、今後全市的にお話し合いをしていく中ではっきり今後の方針といいますか考え方を、はっきりさせていきたいと思っています。

○ 市場委員

それから、これが150世帯で概ね一つ設置するという形が決まっているんですが、筑穂地区辺りも庄内と似通ってるかも知れませんが、普通、飯塚みたいに行政区が大きくないんですよ。150世帯というと、庄内で言うと30のうち10くらいしかないんですよ、小さい区が多いから。何と云うか、一つの小さい区を取り囲んだ区みたいなのがあったりするんですよ。それで当然、設置場所も市有地ということになると隣接したところに置くような場面がかなり出てくるし便利がいいという場合があるんですよ。そうすると、そばにあっても自治会が違ったら曜日が違うとかいう形でなかなか利用されんというようなことが考えられるんですが、その辺は例えば全市一斉的な曜日にするとか、そういう取り決めで誰でも近いほうにいけるといような手段は取れるのかお伺いします。

○ 環境整備課長

私どもの願いとしましては、1年2年3年、そういった将来的に、あえて旧と言いますが、旧飯塚市でも今協力していただいているところがもっと拡大できればと願っていますし、今回旧4町のほうに広げる中で、今質問者が言われますようなご意見も多数伺っています。で、例えば、自治会でも小規模な150世帯に満たない自治会も当然ございますが、このことにつきましては当初から例えば50世帯の自治会が仮にあるとしても、そこには、1箇所はお願いしたいんです、付けていただきたいんですというところで設置箇所の確定を急いでいるところがございます。また、とりあえず今230基予算計上をお願いしているわけですが、本年度中にそれが例えば200くらいしか整わなかった場合でも、これはもっともっと継続して来年度も引き続き拡大していく所存でございますし、利便性等もその自治会の中でも地域が、面積的にも広いところはなかなか出しづらいという状況もございますので、利便性も考えた中で全体として話し合いをする中で、例えば150じゃなくて、今後は100でもいいじゃないかと、いろんなご意見が出てこようかと思っておりますので、将来的にはもっともっと拡大していきたいということでございます。

○ 市場委員

そうすると、増設は自分たちでしなくてもいいということで解釈していいんですか。

○ 環境整備課長

そのとおりです。

○ 市場委員

最後になりますが、これはうちあたりでもあることですが、100世帯くらいの中に谷間が三つくらいあるんです、筋が。だからどうしても1箇所では間に合わないんですよ、人口は少ないけど、そういうことも考えたときに、これは車のある人と無い人で圧倒的に違うんですよ、利用の仕方がですね。それで、例えばよその地域は分かりませんが、庄内あたりですと、今の商工会と図書館の間の一番奥に車庫なんか余ってるんですよ、そういうところを例えば開放して置かせるということになったら、ほとんどの周辺の車を持つてる人はそこでいいですよ、だからそういう面でも計画が粗いと私は思うんです。いわゆる手で持つていく人が問題なんですよ。そういう人にとっては、500メートル以上離れると遠いんですよ、数百メートルでも遠いんです。だから既存の使えるものは開放して利用にすればそんなに不満も出ないで、設置しなくてもいいんじゃないかと思うんですが。その辺も今から詰めていくという答えが出ていますので是非検討していただきたいと思います。

次に、68ページの林業振興費なんですが、この中で、公有財産購入費ということで県行造林立木権利購入費ということであがっています。これは具体的にどこを指すのでしょうか。

○ 農林課長

場所につきましては、県行造林でございますが飯塚市八木山字峠の谷というところの分でして、面積は8.43ヘクタールございます。

○ 市場委員

県行造林は今県が手放してると聞いてるんですが、いわゆる有償の部分の8.8ヘクタールですか、それと若いやつ無料の分というか、あと残りのお金で買わなくちゃいけない県行造林の面積が分かればお願いしたいと思っております。

○ 農林課長

ただいま質問者が言われる八木山の分につきましては昭和17年に植栽が終わってまして、県行林としての契約が満了していることに伴いまして、県と市との当時の契約状に基づきましてこの収益性を見込まれた分で、この分をということでございます。今回につきましては、こういった木材需要の関係がございまして、権利を買い取ってそのまま山林としておくという方針に基づいて県と協議してきました結果、現存価値ということで50%ということで県にこの

分を支払う協議が整ったわけで、補正予算として計上しています。その他、市内のそういった県行造林ということですが、当然市有地、個人地がございますが、全体的には飯塚市内で600ヘクタールほどございます。

○ 市場委員

今後順々に、確か庄内にも成木の県行造林があると思いますので、そういうものは金を出して買うことになっていくと思っています。

それとですね、13節の委託料ですか、600万円使用残になっています、当初2,600万円くらいあったのかな、それで2千万円は消化したとみなしていいんですか。

○ 農林課長

県の事業の荒廃森林再生事業におきまして、今年度予算計上しています内訳につきましては、まず対象荒廃森林となるかということの調査料がございます。それからそのほかに実際の調査結果を受けまして間伐、枝落しを行うわけでございます。全体的に質問者が言われますように3千万円近くの予算計上をしていましたが、今回、調査結果対象森林が当初見込みより10ヘクタールほど減ったことが主な要因の減額となっていることと、もう一点は調査対象の山林につきまして、当初見込んでいました間伐と枝落しを4ヘクタールほど見ていましたが、今回の調査は穎田地区と穂波地区の対象でしたが、枝落しという事業が調査の結果、ないということで、間伐のみということで全体的にこの減額補正をお願いしているところでございます。

○ 市場委員

これが10分の10なんですよね、今年からかな、500円の新設税ですよね確か、これを600万円使い残すというのは問題があるんじゃないかなと思うんです。それで楡井議員も言ってたでしょ、内野地区で例えば森林の人が確か4人が業者がいるけど仕事はないと、内野地区には840ヘクタールの山を抱えているという話の中で、840の中に国有林がいくらあるか、それから市町村林がどれだけあるか分かりませんが、かなりの民有林もあると思うんですよね。これが、600万円分しないということに対する評価ですよ。確かに枝打ちが無かったとか、いろいろ条件があって落ちてるのは分かりますが、これから先は市長に聞いていただきたいんですが、結局ね、こういうのをしなかった時にはですよ、飯塚市も職員の人事評価ということで導入されようとしてますけど、普通こういうのをしないのは大変なマイナスなんですよ、仕事が無いとか言う中で600万円使っているのに使いきらんわけですよ、現実には。ところがそういうことで話をしてしまうと、なかなか中身がおしまいになっておかしくなるというのはまた出てくるのを市長に理解していただきたいのは、確かに600万を使いきらんというのは問題ですが、使いきらんということで人事評価をされますと、職員というのは予算を取ってこなくなるんですよ、変に予算を取って執行残が出てマイナスの評価が出るんだったら最初からいらぬというよな、そういう恐れがあるんですよ、そして100%遂行していく、予算をね、あるんですよ、確実に。そうすると評価も落ちないし、何も汚点にならないというような形が出てくるから。例えばこれが荒廃森林の再生だから、当然飯塚市で予算を余らせたということは、よそも余ってくる可能性があるわけですよ、急に出来た予算です。だから今度は簡単な林道整備とかそういうことにだって使っていくように運動しなければいかんわけですよ。そういうことに成功したらその人の人事評価はどうなるかということなんです。大変ですね、普通なら高点数が出ないといかんわけですよ。ところがそれが、なかなかそういうものは評価されんわけですよ。で、例えば国はですね、森林については国有林以外は全部民有林という位置づけなんです。それで少なくとも市町村が持っている森林でも、保安林あたりについてはこういう事業の対象とするとか努力をしないとイケないんです。飯塚市は市有林が多いからですね。だからそういうのを努力して、例えば認められたとした時に、その職員の評価はどうなるかという形が出てくるんですよ、なかなか評価されないんです、表に出てこないから。そういうことで市長にお願いしたいのは、今、人事評価とかあつてますけどかなり

裏表の部分があるんです、仕事は。予算が無ければ仕事しないでもいいじゃないですか。取ってこなきゃいいんです。取ってなかなかそれが消化できなかったら汚点になるといったら、それじゃ萎縮してしまうといういろいろな面があるので、是非慎重にですね、そういう評価については難しいと思いますのでよろしくしていただきたいと要望して終わりたいと思います。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

○ 川上委員

私は、議案第91号 平成20年度飯塚市一般会計補正予算(第3号)に反対の立場から討論を行います。今回の補正は、9億400万円余を減額し、予算規模を535億7千万円余とするものです。しかし、市民と地元業者を苦しめる今日の経済危機は何ら考慮するものとなっていません。歳入では、地方交付税が9,300万円余の増額となったものの、経済危機のもと、市民の暮らしと地元業者の経営難を反映し、市民税がほぼ同額の9,200万円余となったほか、国庫支出金が3億9,900万円余、市債が5億5,600万円余の減額となっています。基金は、財政調整基金の取り崩しを2億4千万円減らす一方で、環境保全推進基金を初めて6,400万円取り崩します。穂波人権啓発センター無許可使用損害金19万2千円は、市幹部の容認のもと、部落解放同盟飯塚市協議会及び穂波町協議会による不法占拠によるもので、額としては使用料程度であり、しかも市補助金の中から工面した疑いもぬぐい切れません。幼稚園通園バス利用料の9万7千円の減額は、子ども達に冷たい姿勢がここにも表れています。飯塚総合会館使用料40万円の増額は、市民の利用の高まりを反映しており、総合会館は今年度一杯で廃止するのを止めるべきであります。むしろ、この近くにある飯塚集会所の部落解放同盟や関係団体など、特定団体に目的外使用を認め、無償貸与するやり方は直ちに止めて、本来の目的どおりに市民が使えるようにするとともに、使用料も適切に確保すべきであります。一方、歳出では、工業用地造成事業特別会計操出金234万円余の減額は、利率を下方修正しただけのもので、大変な無駄遣いにつながる鯉田工業団地造りを進めるものとなっています。また、企業誘致アドバイザー委託料90万円の減額は、トヨタ関連企業OBの配置が3ヶ月ずれこんだことによるものです。今日の経済情勢を深く検討し、名古屋事務所をはじめ企業誘致関連体制は大幅に縮小整理し、地元業者の保護と育成、福祉と教育の分野にシフトすべきです。企業立地促進補助金2,600万円余の追加は、特定企業4社を特別扱いするものであり、認められません。三軒屋工場団地線道路新設工事3,600万円余の減額は、執行残によるものと説明されています。しかしながら、不要な公共工事に税金を投入するのは許されません。人権同和教育費の、報償費163万6千円の減額、解放子ども会のキャンプ研修など103万3千円の減額は、事業そのものの必要性が問われるものです。ごみ回収ボックスの購入費5,720万円は、本来当初予算で検討すべきものであり、強引さと不透明さが目立ちます。どうしても必要というのなら、財政調整基金の取崩しを減額しないなど、別の財源を充てるべきであります。環境保全推進基金は、10年前、行財政改革の名によって、ごみ袋を有料化し、大きい袋10枚で700円という高いごみ袋を市民に売りつけて、必要もないのに貯め込み続けて1億3千万円も貯め込んだものです。とり過ぎたごみ袋代を還元する意味からも、また分別収集の充実と併せ、政策的にごみの減量に効果があるごみ袋の一定数の配布こそ実施すべきです。このように、今回の一般会計補正は、本来深刻な経済危機に苦しむ市民や地元業者を救済するものが打ち出されてしかるべきなのに、実際は三位一体改革や社会保障費抑制路線、さらに押し付け合併による市財政の一層の悪化の中、無駄な公共工事を進め、多くを人件費に使う多額の補助金を出すなど部落解放同盟を特別扱いする一方で、市民の暮らしや市職員を犠牲にする行財政改革路線が太く貫かれており、反対です。以上で私の討論を終わります。

○ 委員長

ほかに討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第91号 平成20年度 飯塚市一般会計補正予算(第3号)」について、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

( 挙 手 )

賛成多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 15 : 07